

平成19年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年9月14日(金)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月14日 午前9時00分宣告(第4日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	4番	米野秀雄	5番	高阪康彦
	6番	林英子	7番	小原喜一郎
	8番	中村英子	9番	黒川勝好
	10番	菊地久	11番	猪俣二郎
	12番	大原龍彦	13番	吉田正昭
	14番	山田乙三	15番	伊藤正昇
	16番	奥田信宏		
不 応 招 議 員	3番	山田邦夫		

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		企画情報課長	鈴木 智久	税務課長	長尾 彰夫
		収納課長	服部 康彦		
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 高齢介護課長	斎藤 仁
		住民課長	犬飼 博初	保険医療課長	鈴木 利彦
		福祉・児童課長	佐藤 一夫	環境課長	上田 実
		健康推進課長	西川 和彦		
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 都市計画課長	佐野 宗夫	下水道課長	絹川 靖夫
		農政商工課長	山田 晴雄		
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	加賀 松利		
	水道部	次長	大河内 幹夫	水道課長	小酒井 敏之
	消防本部	消防長	上田 正治	消防署長	山内 巧
		総務課長	浅野 睦		
	教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹
小中学校給食センター所長		村上 勝芳	生涯学習課長	川合 保	

	委員長及び 委員	監査委員	杉本 忠美		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	志治 正弘
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 認定第1号 平成18年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成18年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成18年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成18年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成18年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成18年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成18年度蟹江町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成18年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第9号 平成18年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第10号 平成18年度蟹江町水道事業決算認定について

○議長 菊地 久君

皆さん、おはようございます。

平成19年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございました。

ここで、許可についてお知らせをいたしたいと思います。

伊藤俊一君より、葬儀のため、午前10時20分ごろから正午まで、そしてまた副議長と吉田正昭さんも同じように葬儀のため、午前11時から1時間程度中座したいという旨、申し出がありましたので、これを許可いたしました。

本日の欠席は、山田邦夫君でございますけれども、山田邦夫君は左足を骨折いたしましたためでございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、決算審議に入ります。

議題に入ります前に、皆様をお願いをいたします。

質問をされるときは、ページ数と科目を言ってからお願いをいたします。発言の許可を求めるときは挙手をし、議長と呼びかけてください。また、質問あるいは答弁につきましては、

努めて簡潔、明瞭にされるようお願いをいたします。

○議長 菊地 久君

日程第1 認定第1号「平成18年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

最初に、歳入歳出とも総括についての質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

では、どうぞ。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。この間の山田邦夫君の一般質問にかかわって少し疑問が生じたので、いわゆる財政上の問題で承りたいわけであります。

そこで、この資料、これ建設部長、お持ちになっていらっしゃいますか。下水道の資金計画ですね。これをもとにしてちょっと伺いたいわけでありますが、山田邦夫議員の質問の中で、町債のかかわり、それから資金計画の変化についての質問があったかと思うわけですが、これちょっと確認をしたいわけでありますけれども、いわゆる流域下水道、県が行う計画の方の関係でいうと、1,500億円が1,350億円に変わったと。150億円減額されて、その関係で蟹江町の起債の内容も少し変わって、全体としての資金計画も28億8,500万円から25億円に変わったということが言われたのですが、これはいいですね。

それとあわせて、町の公共下水の方の関係になるわけでありますが、これが国・県の補助金が88億円に減額になったということがあったかと思うんですけれども、したがって、その減額分でございますね、15億1,000万円ですか、これは起債で賄うということで、起債がふえるということになるかというふうに思うんですけれども、それはこれでいいんですね。

そうすると、起債の額が膨張するわけでありますけれども、それとあわせて、私がもう一つ確認しておきたいのは、私の6月議会のときの質問で、下水道課長から、現況までの工事の概要はかなり安く上がって大変喜んでおるといふところだというお話を伺ったんですけれども、安く上がっているという点では何割ぐらい減になっているのか、ちょっと聞いておきたいわけであります。

そこで、この返済計画の中で問題となるのは、この一般会計とのかかわりもあるわけですが、特にこの表の中で、地方交付税措置というのが一番多いときで4億7,000万円くらいあるんでしょうかね。ありますね。地方交付税措置というのは、今、蟹江町の場合は限りなく財政力指数1に近づきまして、来年は1以上になってしまうということがあると思うんですけれども、だとすると、この地方交付税が一般財源化されたとしても、既に蟹江町の場合は地方交付税ゼロでありますので、需要額の中に積算されても残ってこない状況が生まれて、つまり一般財源化されても、全然このお金がそのまま入ってくるというふうにならな

いということになると思うんですけれども、そうすると、ここの地方交付税措置のところが大きく変化してくるのではないかと思うんですけれども、その点についてはどうお考えになっていらっしゃるのか。そのことによって、一般会計からの繰り入れを大きくしなきゃならない結果に、結果としてなるのか。あるいはまた、この町債も、先ほど申しあげました工事そのものが非常に安く上がっているという点で、一定のかんりの額であれば、借金も、お金を借りる計画も減額されるわけでありますから、その点で相殺されるのかどうなのか、その辺をちょっと聞いておきたいわけであります。まず、その1点を伺います。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、下水道の総体的な起債に対してご質問いただきました。3点にわたりご質問いただいております。

まず、6月議会の中で、現在の下水道事業の進捗状況、工事施工も含めた出来高の中で、比較的安価にできているという発言を確かにやっております。これは、当初、計画を立てまして、順次、来期、事業認可区域を進めていくわけですが、その中での積算単価、実績を換算してみますと、割りかし当初計画で見込んだよりも、比較的安価という意味で言っております。大体、当初の計画で6割か7割ぐらいの実績でおさまっておりますので、今のところ、まあまあ適正な施工ができているかなと。ただ、これは施工場所によっても違いますので、決して楽観視はしておりません。今後、その施工場所が変わることによりまして、いろいろ財政需要の負担も出てきますので、その辺は慎重に考えたいと思っております。

それから地方交付税、これが最高で交付税措置のある起債が現在の計画では4億7,000万円措置されるというふうな計画がございます。確かに交付税は措置をされますが、議員おっしゃるように、今、不交付団体ということで1.0を超えておりますので、実質交付税の額はございません。ただ、これも続くわけではございませんので、いつ何どき不交付団体に落ちる可能性もあります。ですから、町といたしましても、十分その辺を踏まえながら、交付税措置がされない場合、これは私ども事業課としましては一般会計から繰り入れをいただきますので、財政当局のお話になると思いますが、交付税措置がされない場合も、私ども事業課もその財源補てんのために基礎財力をつけたいというふうに考えております。

それから、借金との絡みでございますが、事業費が安価になれば、当然、起債総額の総額も減ってきます。ただ、これも先ほど申しあげましたように、非常に流動性のある話でございますので、その辺を踏まえながら対処していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

そうすると、確認しておきたいのは、現在、今までに既に終わった工事というのは、概算で結構でございますけれども、総額でどのくらいになっておるのでしょうか。例えば、今まで既に20億円くらいは済んだと、もっといつているんじゃないかと思うんですけれども。だ

とすると、六、七割で済んだということになると、仮に3割だと約6億円くらい安く上がったと、こういうことになるわけですが、20億円だとしますと。ちょっとその辺で、やっぱり財政の見通しというのは、つまり、あなたの側が全体の財政上の問題で下水道がかなり不安だということが言われているので、私もそれなりに確認をしておきたいわけでありまして、聞いておきたいわけでありまして、今までに、概算でいいですから、どのくらいの工事が終わっているか聞いておきたいと思うんです。将来のこと、これは確定的なことですから、将来の事業がどの程度でおさまるかということはまだ未定ですので、つまり一定の不可能性もあることを考慮しなきゃならぬので、その辺のところをちょっと見ておきたいために伺うわけでありまして、1つはそういうことです、どのくらいにおさまっているか、額に大体概算するとですね。

それから、一般財源化の関係ですけれども、確かに一般財源化されても、財政力指数が1以上になった場合に、もちろんこの部分は、つまり交付税措置をされた部分については、需要額の中に積算がされるわけでありまして、積算をしてもなおかつ1以上になってしまうということになれば、今まで既にもうこれ積算されているわけですから、それがなお1に近づいているわけでありまして、そういう点でいうと、ますます1を超えて、交付税措置といっても全然関係のない話になってしまう、この可能性は強くなるわけでありまして、その辺の見極めですね。今、既に積算されている内容になっているのかどうなのか、ちょっと聞いておきたいわけでありまして。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、実績についてのお尋ねでございます。ちょっと細かいところまでは把握しておりませんが、現在18年度末で建設費は12億5,000万円ほど施工しております。それで、面積は60ヘクタール、これ1ヘクタールに換算しまして、逆算、割り返しますと、約60ヘクタールの進捗率になりますので、大体45から50%の進捗率ではないかと考えております。それで、当初計画に比べますと、大体7割ぐらいの積算単価でおさまっているのが先ほどお答えしたとおりでございます。

それと、交付税措置に関しましては、先ほどおっしゃいましたように、いろんなファクターがございますので、私としましては、できるだけ今の段階で下水道基金の方に基礎財力をつけるために積み立ての方もお願いしまして、20年、30年、40年スパンに耐え得る体力をつけていきたいと、このように考えております。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、財政当局に伺うわけでありまして、そういう点で、地方交付税、既に例えば来年度でいえば、この7月の末日で交付税措置の積算基礎はできていると思うんですね。ですから、その積算基礎の中に下水道のかかわりの積算も入っているというふうに思うんですけれども、その辺についてはどのような形で積算されておいて、

これが将来ともそういう形で、いわゆる一般財源化ですから、積算されながら、地方交付税とのかかわりで蟹江町の財政内容の見通しというのがつくと思うんですけども、その辺についての積算の状況、どういう状況か、ちょっと伺いたいと思うんです。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

ただいま、交付税の積算はいかがということでございますが、もちろん交付税については、積算の基礎にはきちっと入ってございます。ただ、おっしゃいますように、もう実はことしの算定で結果が出ております。1を超えておまして、町長もお話をさせていただいているように、1.02というのが私どもの交付税算定から来た数字でございますので、こちらになりますと、もう不交付団体にはなりません。ただ、先ほどから産業建設部長の方がお話をさせていただいているように、交付税は波がございまして、私どもの収入、そして需要、もちろん歳出でございますが、そちらの方との関係で出てまいりますので、今後こういった事業をどのように、また歳入状況がどうなるかと、そういったものを含めて、交付税が私どもに交付されるか否かということが決まっております。

現在、ことしはそういった形で交付税が私どもには来ませんけれども、今後この状況で私どもの公共下水道の方が進んでまいりますと、その関係での交付税算入は基礎数値の中には入ってまいります。これがどのように影響するかということはまだはかり知れんところあるんですけども、その状況で初めて算入され、私どもの方にきちっと交付税としておりてくるという状況があるやもしれませんし、その状況でないやもしれません。今のところ、そこはまだ1になったばかりでございますので、社会状況わかりませんので、そのあたりは私どもの方もよく見極めて、今後、一般財源化するときにそういったところを考えながら、先ほどありましたような財源の積み立てとか、そういったものも考慮していかなければいかんというふうに財政当局の方は判断しております。

以上であります。

○議長 菊地 久君

ほかに質疑はございませんでしょうか。歳入と歳出全般についてでございますので。

ありませんか。

(なしの声あり)

ほかに質疑がないようでございますので、総括を終わります。

続いて、歳入について、16ページから39ページまでを一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回まででございます。

○8番 中村英子君

8番 中村です。雑入ですけども、ページ39ページです。市町村振興協会についてお尋ねをいたします。

これは、私は過去に、市町村振興協会というのがサマージャンボ、あるいはオータムジャ

ンボの宝くじの受け皿になっている協会である、しかも、この協会はサマージャンボ宝くじについて適正に地方に配分することなく、協会自体がため込みを莫大に続けていると、これは非常に問題があるのではないかとということで指摘をさせていただいたところでありますけれども、その後、これも昨年のお話であります、その当時の町長の答弁といたしましては、これは非常に問題があるし、町がいただけるものであるならば、いただけるような働きかけをしていきたい、これについては近隣の市町村との足並みをそろえることも必要だろうというようにご答弁がありました。

18年度は18年度で見えておりますが、これは従来どおりの配分の仕方がされていると思います。一方、借入れの方を見ますと、この市町村振興協会から、かなりの借入れを18年度もしております。この利子につきましては若干、ほんの0.1%でありますけれども、むしろふえていると、利子の方は。そのような状況になっているわけですがけれども、これについて、どのような働きかけなり、あるいはまた改善というようなことが見込まれるのかどうか、それについてお伺いをしたいと思います。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

ただいま、市町村振興協会の件でお尋ねをいただきました。

こちらにつきましては、昨年、その前から、1つ、新しくオータムジャンボについてつくっていただきまして、それで交付金をいただいております。それから、サマージャンボにつきましても、原資が前15億円で私どもすべての町村への配分がありましたのが、底上げされて20億円というような形に原資が変更されておるといふようなことで、少しずつではあります、ごくですね、少しとは言えませんが、そういったことを協会の方も考案していただいて、私ども市町村へ来る交付金がふえるような形をとっていただくといふようなことは、町村会通していろいろなお話がされたこともありまして、また、先生のお話にありましたような社会情勢もございまして、そういったことから進んではおるといふふう聞いております。

ただ、振興協会の借入れに関しましては、これはすべてのところがそうですが、実際に市場の金利も少しずつ上がっておるといふようなことがございますので、並行金利でほかのものとの均衡から、少しずつ、向こうの運用方針、運用等にかかわるといふことで上がっております。これは政府債につきましても、すべてのものに関してそういった動向でございまして、私ども、その借入れ先の限定がなかなかできませんので、これ今、協議制になったといふものの、県の方からの協議ではこういった振興協会からの借入れも必要といふことになってございますので、現在はそのような形で進んでおります。

ただ、私どもの方の聞いておりますところでは、今後もこういったところ、市町村協会の方も町村への還付もきちっとしていくといふふうには聞いておりますが、働きかけにつきましては、町村会を通じての働きかけであるといふふう聞いておりますので、よろしくお願

いをいたしたいと思います。

以上であります。

○8番 中村英子君

問題は、市町村協会が貸し付け業務を行って適正な配分をしてこなかったというところに問題があったと思うんですね。しかも、これは概算で蟹江町の、もらえるべきという言い方はおかしいですね、もらえるべきという言い方はちょっとおかしいけれども、市町村協会の方から通知が来ておった数字をかりると2億3,000万円ぐらいがそうであったと。しかし、これはまた会費でそっくりいただくよというような、非常に理解に苦しむような物事までして振興協会に莫大なお金をため込んでいるというこの現実、やはり理解しがたいものがありますし、これだけ市町村も大変苦しい状況にあるわけですから、そのもともとの部分にメスを入れていかなければ、適正な配分というのはいつまでもされないのではないかというふうに思うんですね。これも指摘があったものですから、外部から指摘がありましたので、それまでため込んでおり、しかもサマージャンボについては配分は非常に少なかったわけですが、それを本当に小出しに、目先を変えるような形でちょこちょこは出してきているんですけども、しかし、このようなやり方では、根本的なこの問題の解決ということにはほど遠いのではないかというふうに思うわけですね。

蟹江町の町長、あるいはまた愛西市の市長さんたちとか、この海部郡の近隣の方々が言っていて、果たしてこれがうるさいと思われることなのか、やらなきゃいけないというふうな県下的な盛り上がりになってくるのか、その辺のところはちょっと私たちだけでも解決できないかもしれませんけれども、この問題は決して忘れることなく、適正なものに変えていくという努力は、やはり続けていかなければいけないんじゃないかなというふうに私は思います。忘れずやっていたきたいと思いますし、そのため込みのお金が本当にため込んでいるだけに終わって、持っているだけで、有効活用、それは貸し付けはしておりますけれども、されないし、貸し付け業務そのものがその協会がやるべき仕事ではないと、そういうふうに思っておりますので、ぜひともこの問題については引き続き取り組みを続けていただきたいと思います。

課長の答弁ですと、オータムジャンボについてはもらえるようになったみたいな話がありましたけれども、オータムジャンボはもともと、これは適正に配分がされております。サマージャンボの方についての問題、もちろんこれは両方一緒に振興協会が扱っておりますので、両方に問題があるわけですが、こういうふうに市町村協会みたいな表にあらわれない団体、一般の人が知らないような団体がため込みをしておると、あのお金を放さない、ということ自体の問題というのはあると思いますので、引き続いてのこれはご努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 菊地 久君

次、いいですか。

○7番 小原喜一郎君

21ページの上の方に保育所運営費保護者負担金が幾つか載っておるわけでありましてけれども、一番最後のいわゆる滞納繰越分58万7,820円と載っているわけでありましてけれども、この58万円の中に前年度、17年度の繰越分が14万3,000円ぐらい、たしかあったと思うんですけども、この前年度分がどのくらい入ってきておるのかどうかということが、これわかりません。それで、私は、例えば町民税の部分では、現年度分、過年度分というふうに分けて記載されておまして、ある程度理解することができるわけでありましてけれども、ひとつ内訳を聞かせてもらいたいですね。前年度分、前々年度分、あるいはもっと前の分もあるかもしれませんけれども、どういう取り扱いをしているか。全く入ってこない場合は、いわゆる住民税、町税の関係でいうと不納欠損処分なんていうこともあるわけですが、保育料の中ではこれはどうなっているのか、聞いておきたいわけでありまして。

監査の面でいいますと、あるいは決算の面でいいますと、私どもはその辺の部分までチェックをしないといけない義務があるというふうに思うんで、わかりやすくするためにはやっぱり過年度分はきちっと明記してもらいたいなというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○民生部長 石原敏男君

それじゃ、お答えさせていただきます。

保育所運営費の滞納分でございますけれども、実際に調定額としては72万4,540円あったわけでございます。そのうち、58万7,820万円入金があったということで、この部分、70何万のうち未納額としては、また次年度への繰り越しの未納額としては13万6,720円ということでございます。滞納の年度といたしましては、ほとんど新しい16年度、17年度が大半を占めておりますけれども、若干古いのもあるというふうに聞いております。

今、税との関係で、税の方はきちんと節で現年度分、滞納分と分けてあるということが言われましたが、これにつきましては今後、私どもの保育料だけの問題でなく、他にもございますので、その辺はきちんと総務の方とも調整しながら、考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、財政当局の側の意見も、あるいは監査委員さんの意見も、ご意見があれば聞かせていただきたいと思いますというんですが、我々議会の側からすれば、この辺もチェックしたいので、明確にわかるようにしていただく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですね。今、部長の方からの答弁では、当初には70万円ちょっとあったというこ

とでございます。そのうち58万7,820円入ったんだということでございますけれども、その辺が明快にわかるような決算措置をお願いしたいなというふうに思うんですけれども、その辺はいかがなものでしょうか。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

この決算書の方にはちょっとそういった項目でつくることは難しいと思いますが、主要成果とか、そちらの方の資料の方といいますか、成果報告の内容の中でそういったことを検討させていただくということで、きょうは承っておきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長 菊地 久君

ほかにございませんか。

○15番 伊藤正昇君

15番 新政会 伊藤正昇でございます。21ページの給食費関係についてちょっとお聞きしたいんですが、ちょっと忘れちゃったけれども、去年の9月から12月、給食費の関係で一般質問をやりましたが、給食費は9,600万円ほど保護者からいただいておりますけれども、保護者の方からも、台風とかいろんな事情で給食が中止になる、それを3月で明細をつけて、もらうわけですが、なかなかわかりにくいということをやっている人がいますので、もっとわかりやすい明細を出してほしいということと、それから滞納繰越金の18万7,440円、これは全額、18年度は徴収されておるのか、まだ多少残があるのか、その2点だけちょっとお伺いしたいんですが。

○小中学校給食センター所長 村上勝芳君

まず1点目の17年度の滞納繰越金18万7,440円ですが、これについては単年度のみ金額で、その前の金額はありません。17年度のみでございます。ちなみに、18年度については、6万4,000円ほど繰越しを、滞納として残っております。

給食費については、精算というのか、1食230円、中学校が270円ということで、食べた分だけの費用徴収で、仮に台風だとか児童・生徒が食べなかった日、入院だとかいろんな都合で食べなかったことが生じますので、そういうときには学校から連絡をいただいてきちっと精算をして、食べた分だけの月日の精算をして徴収しております。

○15番 伊藤正昇君

その件はわかりますけれども、何かその給食費の中から、月額4,000円とかいう計算にはなるだろうけれども、そんな中で、ちょっと余った分は教材費とか何かで差し引くようなことをお聞きしたんですけれども、給食はあくまでも給食ですので、教材費といいますか、そういうものの中で充当するというようなことを聞きましたけれども、それは間違っておるかもしれんけれども、あくまでも給食は給食で、何食食べて幾らというふうで、わかりやすい方法でお願いしたい、これは要望です。

○議長 菊地 久君

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、歳入を終わります。

ここで各課長等の入れかえを行いますので、暫時休憩をいたします。

(午前 9時34分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時35分)

○議長 菊地 久君

歳出は款別に質疑を受けますが、款別ごとに1人3回までとします。

1款議会費、40ページから43ページまでの質疑を受けます。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、1款議会費を終わります。

続いて、2款総務費、42ページから89ページまでの質疑を受けます。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。45ページ、上の方に雇人賃金があります。それから雇人報償金があります。単にこの款ばかりじゃないわけでありましてけれども、全体として、この蟹江町の非常勤職員の、あるいはアルバイト、パート、臨時等の皆さんの賃金について承りたいわけでありまして。

最低賃金制の制度がございまして、この今月の最終にも決まるでしょうかね。今の最低賃金の決め方はそれぞれ都道府県別に審議会が設けられていまして、ですから、それぞれ各都道府県によって最低賃金の差があるわけでありまして。少なくとも私どもは、この最低賃金の決め方が、少なくとも最低限の、つまり憲法25条に保障された生活保護世帯の基準を下回らない程度の最低賃金を保障していただきたいということを思っているわけですが、ことしは全労連、連合もそうなんじゃないですかね、最低賃金を1,000円以上にしてもらいたいという考えもあるようですけれども、蟹江町の場合、例えば生活保護基準に当てはめると、この時間給はそれ以上になっているかどうか、聞いておきたいわけでありまして。

それで、それぞれの課によって多少の違いが、賃金の差があるようですけれども、最低でどのくらいで、最高どのくらいになっているのか、全部一律じゃないというふうに思うんですけれども、聞かせていただきたいと思うんです。ことしは、愛知県は今までの最低賃金は694円でございますけれども、時間給が。蟹江町の場合でいうと、これはもちろん上回っているんだろうと思うんですけれども、その生活保護基準とかかわりでいくとどうかということをちょっと聞いておきたいと思えます。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

今の最低賃金が694円というお話と私どもの賃金がいかなものかというお話でございますが、私どもは時間当たりは下が800円でございます。これは用務員でございます。そういった方から特殊なことで1,000円を少し上回るような、保育所ですと1,000円を上回る方もいらっしゃいますし、最終的に私どもの方の特殊な防犯担当というような者になりますと、1,200円ちょっとというところでございます。

今おっしゃられています生活保護水準との絡みでございますが、これは私ども賃金につきましては時間単価でございますので、それで働いていただきました時間数に応じて1カ月が決まりますので、ちょっとその対比は難しいというふうに思っております。ただ、ここで話をさせていただきたいのは、私どもの方の賃金につきましては、職員の賃金に連動させてございまして、事務職でございますと、原則的に、まず基本的な賃金の算定につきましては、高校卒業者の初任給から計算をさせていただくということで、その時間給を基礎にさせていただいております。それから、保育士でありますと、保育免許を持ってみえる方につきましては、保育士の短大のところから計算させていただいて、プラスアルファというふうな形でやらせていただいておりますので、私ども職員の給与と基本的には連動をさせていただいておるとというのが現状でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、よくわかりました。800円程度であれば、生活保護水準は上回っているというふうに思いますんですけども、今後、私どもは今の格差是正という問題があるわけございまして、何とか最低賃金を1,000円以上にという希望を持っているわけでありますが、町当局におかれましても、それに限りなく近づくようにご努力をいただきたいということを要望しておきたいと思っております。

○議長 菊地 久君

ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、2款総務費を終わります。

続いて、3款民生費、88ページから117ページまでの質疑を受けます。

(「何ページまで」の声あり)

117ページまでです。

○6番 林 英子君

95ページの身体障害者支援費のところ、この決算書を見ますと、87万円も減っているけれども、昨年はこの身体障害者支援費に大いに叫んでおりましたけれども、なぜこんなに減っているかの説明をしてくださいというのが1点です。

次に、負担金のところで、愛知県の後期高齢者、広域のところちょっとお聞きというか、

苦情も含めて言っておきたいんですけども、今回メルパークというところで7月に会議が行われたと思うんですが、そのときの会場費として、何と2時間ちょっとで20万円も使ったという報告を受けております。わずか愛知県で34名の議員さんの会議ですし、そのほかいろいろ役員が来たとしても、そんなに20万円もするような部屋を借りてやるほどのことはないというふうに、こちらの方にも意見が来ております。この場をかりて、今後そういう会議のときに、このような20万円もするような施設を借りることのないように、事があれば、きちんと申し出をしていただきたいというふうに思いますが、現実にそうであったかどうか、課長は知っていると思いますが、どうでしょうか。

次、97ページにいきます。97ページの真ん中の配食サービスの問題についてお聞きします。

以前は昌楽さんでしたけれども、今はかまどやさんにお弁当が変わっています。聞いてみますと、本当にかまどやさんは親切で、今まではえさを運ぶような態度でしたけれども、今は本当にお弁当を持ってきてくれて、お元気ですかと聞いてくれる、本当にうれしいということです。けれども、蟹江町は以前60名以上いたのが今30名余りということで、今度、弥富市は1週間に5日の配食サービスを行うことを決定いたしました。そういう中で、蟹江町は週1回、それも減っていくというのは、なぜかというふうに思います。これはひとり老人ならばいいということも含めて、もっと、せっかくおいしいお弁当になったこともありますし、老人クラブさんやそういうところで宣伝をすべきではないか。この配食サービスについて、今、蟹江町は1回ですが、弥富市は週5回ということも含めて、もっともこの中の問題を充実すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうかということです。

それから、次に101ページの乳児医療の事業の問題です。もう町長にくどいわとおしかりを受けるほどですけども、改めて中学校までの入院・通院の医療費の無料化、私は愛知県の実態をここに持ってありますが、本当によく進みまして、私は地域で喜ばれているということをお聞きしております。そして、この際、この子供の医療費のことについてちょっとお聞きしておきますが、蟹江町は前に課長が言いましたように自己負担分は償還払いだと。そして、そうでなく、今、自己負担分を払わなくてもいい方式、現物支給と二通りありますが、蟹江町は後の償還払いの方を行っております。それは、就学前までは入院・通院とも無料ですので現物支給でいいけれども、6年生まで入院のためにそういう方法をとっていると言われましたけれども、厚労省が言うのには、窓口で払わないと患者数がふえて、その分余計に医療費がかかる、そういうふうに言っております。そして、しかも今度、市町村に約71億円ものペナルティーをかけてきた、こういうことがありまして、蟹江町もそのペナルティーをもらっちゃかなわないので、当分の間、まだ現物支給ではなく、償還払いを続けていくという方法を考えていらっしゃるのかどうなのかお聞きします。

以上です。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

95ページの上から6行目ぐらいですか、身体障害者の支援費の関係でございます。少し減ったということですが、これは当然ご利用に対する歳出でございますので、漸減、漸増、また大幅な増、これは今後とも変動はあるやと思います。ただ、18年度につきましては、過渡期といえば過渡期でございますので、そこらで何かあるかと思えます。ただ、現在の状況では、利用の方は進んでおるといふふうに聞いておりますので、またしばらく推移を見たいというふうに思っております。

○議長 菊地 久君

もう少し大きな声で言ってください。聞こえんそうですので。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

もう一度申し上げます。身体障害者の支援費につきましては、制度が途中で変わったりもしております。10月からも変わっておりますし、ですから、そこらで漸増、漸減、それはあり得ると思っております。今後、いろいろ勉強していきたいと思っております。

それから、同じページの中段ちょっと下でございますが、後期高齢者医療の広域連合の負担金でお尋ねでございます。議会がメルパルクというところで行われたというふうには聞いてはおります。その結果、幾らお支払いになったかは、ちょっと私は聞いておりません。ただ、議員が20万円程度お支払いになったと言われるのであれば、そうかもしれません。それにつきましては、担当の課長会議、愛知県下の63市町村すべて集まっていろいろお話をしておった中で、そういうお部屋を借りるといふことは聞いております。ただ、そのときの料金は聞いておりません。

これについては、私どもの63市町村の課長さんすべてが、ちょっと待てといふことは申し上げました。ただ、物理的に部屋が、国保連合会で今お借りしてやっておるわけなんですけれども、物理的にその部屋が使えないということで、やむなく今回に限り外を使ったと。これにつきましては、今後十分、日程調整等を行いながら、無料の部屋、国保連合会の部屋をお借りするようにしていくといふことは申し入れてございますので、この今回1回限りといふふうに私は考えております。

次の97ページ、中ほどの配食サービスのことでございます。業者がかわりました。評判もまあまあということでございます。そういったようなことのPRも今後十分していきたいというふうに考えておりますので、議員ご指摘のとおり、私どもも努力をしていきたいというふうに考えております。

あと、最後は101ページの下の方でございますが、乳幼児の医療費の償還払いの件でございます。厚労省のペナルティー云々というお話もされましたが、そういったことではなく、純粹に医療機関、それから保護者の方の混乱をきたさないために、あえて入院だけについては償還払いの方法をとらせていただきました。これが現物給付というふうに勘違いされて医療機関が受け付けてしまったりしますと、後でこちらの事務上もそうですし、医療機関との

関係、それから当然その医療を受けられた保護者の方とのまたお金のやりとりというのが出て、非常に煩雑な手続が必要になりますので、間違いのないように、入院については償還払いをとらせていただきました。これが通院の方も入ってくれば、これは当然そういう問題がなくなりますので、当然、現物給付という方法で行うことになると思います。そのほうが当然私どもも医療機関も保護者の方も手数がなくなりますので、便利な方法になりますので、そういったようなことになれば、そのように方法は変えていくというふうに考えておるところでございますので、よろしく願いいたします。

○町長 横江淳一君

多分ご指名はいただいておりますが、念のためにちょっとお話をさせていただきます。

林さん、中学校という言葉をご急におっしゃってみえますが、私は小学校6年生までの入院・通院を無料化にするというそういう話をしておるわけでありまして、林さんは多分しゃれでおっしゃってみえると思いますが、それならいいんですけども、中学校ということをお私一言もまだ言っておりませんので、それだけはちょっとお願いをしたいと思います。ただ、でき得れば来年度に向けてやりたいということも、先回の議会のときにもお話をさせていただきましたので、一生懸命、今、予算措置等々も含めて頑張っておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいというふうをお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○6番 林 英子君

私たち、住民の声を聞きますと、初めは3歳児まで、就学前まで、6年生、今、飛島では18歳まで要求しておりますし、じゃ、弥富やそして他の自治体でも、今63の自治体の中でも、入院・通院とも中学校までというのがふえていることは事実です。ですから、要求はしておきますけれども、何が何でも来年までに中学校ということではありません。6年生までやったださるということは本当にありがたいことだというふうに思います。

それから、今、101ページの車両運行管理委託料についてお聞きしたいと思っておりますけれども、いいでしょうか。101ページです。まだありますものね。

(「はい」の声あり)

これ、私は蟹江町のお散歩バスに乗ってみました。オレンジコースもグリーンコースも乗ってみました。そして、改良するところが多々あるというふうに思い、こういうふうにした方がいいんじゃないかということは企画情報課の方にもお願いしているんですけども、今言ったから今すぐどう直るといことは、というふうに思いませんけれども、そういう問題を見直す見直すと言っているらっしゃいますが、いつごろ住民の声が届くように見直されるのか、今どのような計画を持っていらっしゃるのかをお聞きしたいと思っております。

○企画情報課長 鈴木智久君

見直しということで、以前、林議員の方からはいろいろご提言をいただきました。バス運転手につきましては名札等をつけたらどうだというようなことと、あと、まちづくりミーティングの方からもありましたのは、どうもヨシヅヤの停留所がちょっとわかりづらいということで、これは林議員の方からもございまして、ヨシヅヤさんの方にお願いをして案内板等をつけていただけないか、そういう箇所がないかどうかということを確認をさせていただいているところでございます。名札は、もう既に運転手の方はつけております。

そういうようなことで、ご提言につきましては、そのように逐次改善できるものについては早急にやっております。あと、バス停等いろいろな要求がございまして、乗れなかったというようなことがございしますが、それはすぐもう改善できるというお話ではございませんので、今後、運行の中で見直せるものがあれば、見直しをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。89ページでございますね。国民健康保険繰出事業にかかわって承りたいわけでありまして、6月議会の一般質問で国民健康保険税の値下げをと、その財源としてはこの繰出事業を従来に戻していただいて、余裕、一応繰越金など、あるいは積み立てもあるわけでありまして、などを使って値下げができないかという要求をしたわけでありましてけれども、この決算を見ても、2億6,000万円余の繰越金と1億2,000万円の、そうじゃない、もっとだったですね、1億……合計で4億2,000万円ほどになっているというふうに思うんですが、基金と合わせると。これがさらに来年度になれば、後期高齢者医療とのかかわりで、もっと好転する可能性も高いわけでありましてけれども、その点では、とりわけ高い国保税ということで苦しめられておる住民のことを思っていて、引き下げの方向ができないかどうか。この繰出事業について改善できないかどうか、その方向に向けてですね。ここで聞いておきたいというふうに思います。

それから、次に95ページでございます。1つは、愛知県後期高齢者医療広域という形で載っているわけでありまして。54万9,034円。これにかかわってちょっと聞いておきたいわけでありまして。私はここに、去る7月9日午後2時より行われた広域連合初議会の議事録を持っております。それで、私、まず最初に伺いたいわけでありまして、この広域連合議会のその都度の議事録を各市町村に送っていただけるかどうか、そういうことになっているかどうか、まず最初に聞いておきたいと思うのであります。

そこで、その議事録の内容に沿って、七、八の問題点、町とのかかわりで問題点がありますので聞いておきたいわけでありまして。

まず最初に、これは岡崎市の木全議員の質問に答えてでありますけれども、広域連合掲示板ですね。「広域連合掲示板だけでなく、市町村掲示板での掲示も行うべきではないか」という質問に対して、あるいは「そのほかにも検討しているか」ということについて、その答弁が

「各市町村掲示板への掲示は各市町村で決めており、広域連合の文書を掲示する、しないは市町村の判断である」というふうに答弁しています。そこで、広域連合の掲示物を蟹江町の掲示板に公告するご意思があるかどうか、聞いておきたいわけでありませう。

それから、市町村議会への報告義務についてでございますが、これは聞いておるわけですが、「各市町村には文書による通知とホームページでの公表を考えている」と、「市町村議会へは市町村理事者側から説明をしていただきたい」というふうに答弁をしております。しかし、理事者側は議会に出席しているわけじゃありませんので、十分な内容はわからんというふうに思うんですけれども、議事録やその他のこういうものを送ってきていただければ、報告できるんじゃないかと思うんですけれども、議案だけではまたわからんと思うわけで、その点はどのように周知されているのかどうか、聞いておきたいわけでありませう。

それから、広域連合の財政状況について、これがどのように公表されるかということも大きな問題であるわけでありませうけれども、これも各市町村議会に対してどのような、つまり財政状況を情報提供するのかというこの質問に対して、「ホームページでの公表である」というふうに言っておるわけでありませうが、これはホームページを持っておるのは、この16人の議員の中でもホームページを開いているのは数えるほどしかいないんじゃないでしょうか。そういう点でいうと、どういうふうな形で、とりわけ財政状況の報告を、つまり公表をいただくことは大事なことでありますので、どんな形で議会の側に周知していただけるのかどうか、聞いておきたいわけでありませう。

それから、次に、これは林議員が聞いたので置いておきますけれども、つまり20万円もかかるような施設で議会を開くなんていうことは、1日使っただけですよ。これはやっぱりけしからん話で、片や一方では本当に大変な中で、医療費じゃないが、保険料を払われる皆さんのことを思うと、そんなむだ遣いといいますか、そんなことをされては困っちゃいますので、これは大いに抗議として申し入れていただきたいというふうに思うんです。ここでの答弁は、これからできるだけ公共施設でやりたいと、こういうことを言っているわけでありませうけれども、ぜひそれはるる申し上げてもらいたいなというふうに思います。

それから、これは大変重要な問題ですけれども、電算システムを導入することになっていまして、内訳はこれちょっと言うと、ちょっとだけ申し上げますと6億2,874万円だとか、あるいはS I A事業では2億7,600万円だとか、ハードウェア1億1,400万円だとか、ソフトウェア2億2,800万円だとか、ネットワーク1,000万円だとか、そのほかにまだ電算の導入など、かなりのお金を使うことになっているんですけれども、これは保険料の中で支払いをしていくのか、これは別個に各自治体に負担割合でもって賦課されるのか、これ聞いておきたいわけでありませう。

以上で、そのくらいをまず聞いておきます。ちょっと、あと長くなっちゃいますので、またいずれかの時点で伺います。ぜひその辺のところだけは、きょう聞かせていただきたいと

思うのであります。

○議長 菊地 久君

ベテラン議員に対して失礼でございますけれども、きょう決算について審議をしておりますので、今、支出された金額について何か不都合があったのかどうか、その問題をとらえて、まずきちんと整理をして質問をしていただいて、どうせあなた方のおっしゃるのは次の予算について、来年度予算について反映をさせたいという意味も含めておっしゃっていると思いますので、余り数字の中身等々については、決算の数字の中身についてご答弁等をいただいて、考え方については、あるなら当局側で考え方だけを述べていただければ、本来はいいのではないかと思います。気に入らなければ、また質問がありますので、そんなような形のご答弁をお願い申し上げます。何か数字上、問題が……答えられる方、お見えでしょうか。そして考え方について述べられる方、いかがなものでしょうか。

どちらから、やられますか。

○保険医療課長 鈴木利彦君

私の方から、国民健康保険の繰出金のご質問に対してお答えしたいと思います。

繰出金、決算書でいきますと2億600万円ぐらいの国民健康保険の繰出事業ということで決算が上がっております。先生のご質問ですと、国保会計の繰越金が2億円ちょっと、積立金が1億円ちょっとで4億円ぐらいあるのに、今後、国保税の値下げの方を何とかならないのかということでしたのですが、国保会計なんです、原則は税金の方で、国保税の方で歳入歳出を賄うんですけれども、今回6月に介護の方を上げさせていただきました。これは6月議会でもご説明があったと思いますが、介護部分についてはどうしても税の方で賄うことができなくて、赤字に陥ったということで上げさせていただきました。

それと、繰越金と基金との合計額の関係なんです、毎月、国民健康保険の方が医療費1億8,000万円ぐらいかかっております。これからいきますと、今のところまだインフルエンザ等、そういった流行が見えておりませんので、たくさん金額の方が残っているというような形になっておりますが、これがそういった病気等流行があると、何せ今現在1億8,000万円ぐらいありますので、それを一気に使い果たしてしまいます。そういった緊急の場合も想定をしまして、今のところ、そういった税率でやらさせていただきますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

95ページの中段よりやや下の負担金でございます。愛知県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会負担金というところのご質問でございます。議員が議事録の中等そういったようなものについてどのように送付されてくるのかというようなことと、その公表等についてのお尋ねでございます。こういったような広域連合の文書につきましては、今現在は事務担当部局の私ども、そのほかに議会議長あてということで送付をされております。今、メールの

都合上、私どもの方に参りますので、すべからく議会の方にもお送りはさせていただきます。

それから、告示の関係で、広域連合の告示場所は国保連合会の前告示掲示板でなっております。公告式条例でそのようになっております。あと、各市町村の告示掲示板を使えということですが、それは各市町村に任せるという答弁をされたということですので、具体的な依頼文書、告示してくださいという依頼文書が参りませんので、それをどうするかということは、私どもの方で備えつけて、告示ではないですけども、どなたにも閲覧していただくというような方法をとっていくのが一番いいのかなというふうに今考えておるところであります。

それから、そういった通知ですとかそういうようなものは、文書ですとか、あと広域連合のホームページで示されるということですが、ホームページに掲載されますので、パソコンで、インターネット環境にある方につきましては、愛知県後期高齢者医療広域連合というところでキーワードを打っていただきますと、そのホームページに開かれますので、その中で議事録ですとか、お知らせですとか、そういうようなものがどなたでも十分閲覧できますので、どなたでも見てくださいということですが、ただ、さっき申し上げましたように、文書でも手に入りますので、そういったようなものについては、先ほど申し上げましたように、担当課で閲覧できるように準備していきたいというふうには考えておりますが、何せ今、非常に文書が膨大でございますので、どうしようにするのか、ちょっと検討をさせていただきたいと思っております。

それから、コンピューター等のシステムの導入でございますが、これは当然、保険料ではなくて、各市町村の負担金で賄っていただくことになると思っております。ただ、補助金等、国の補助金ですとか、そういうようなものもございますので、最大限そういうようなものをご利用いただいて、負担金の低減に努めていただくようには十分申し上げておりますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、議長のおっしゃるとおり、そういう意味で伺っておるわけでございますが、ですから、決算やこれからの予算とのかかわりで重要な案件でございますので聞いておるわけでございますけれども、そこで、いわゆるホームページで公表されるのでだとか、閲覧に来ていただければ文書を見せていただけるということでしたけれども、つまり住民の側からすれば、何らかこういうことがあったということが知られないと、閲覧でも来ような、そういう情報が入りませんので、閲覧するといったって、さっぱりわからないわけですよ。だから、例えば町の掲示板にこういうことがあったということであれば、それを見て閲覧に来るということはあるわけです。そういう点で、私は掲示板に掲載するご意思あるか、なしやと聞いているわけでありまして、ぜひその辺を答えていただきたいなど。

今のそれぞれの電算事業のことについては、それぞれの自治体が負担をするということですので、それは了解いたしました。

なお、答弁はいただいている、今の林議員にも答弁されていないメルパークでしたか、ところでやったあの20万円の公共施設の使用については、町の意思として、そういうことをやってもらっては困るという抗議だけはしていただきたいということを重ねてですね、答弁いただきたいと思うんです、する意思がとおりかどうか。ということでもあります。

さらにつけ加えて、ちょっと聞いておきたいわけでありませうけれども、繰出事業ですね。これは蟹江町は、6月議会でも申しあげましたけれども、つまり国民健康保険税を住民の皆さんが払いやすいように、あるいはそんなに抵抗を感じないように、高過ぎないように、一定の水準を維持するために、従来はこの繰入金金を1億5,000万円ほど、ずっと長いことやってきました歴史がありますということをお私、6月議会でも申しあげたんです。今日、この格差社会をめぐって、この国保税というのは大変目ざわりな存在です、住民の側からすると。なかなか払えない、払いたくても払えないなということをお絶えず私は訴えられます。その意味で、何とかその水準を引き下げることができないかと。お金はないわけではない、あるのではないかと。従来の慣例があったのも復活してはどうかと。この時期に及んでそういうことはできないかと、こういうことを言っているわけで、その私の気持ちですが、内容に答えていただきたいというふうにお思うんです。

それから、3つ目でありませうけれども、これは林議員の質問に関連するわけでありませうが、子供の医療費の問題であります。名古屋市は、来年、08年度に始まる国の医療制度改革、それに基づいて中学校卒業までの入・通院無料化を前提とした場合に、どのくらいのお金が必要かということをおはじいたようであります。国と県のお力でどれだけ助かるかということも出したようで、まず年間50億円要ると。50億円のうち、国の施策で7.4億円助かると。県の施策で8ないし10億円助かると。私、計算してみると、これ35%です。蟹江町の状況にこのことを合わせてみると、どんな積算の内容になるのかなということをお思うんです。そうすると、実際、蟹江町が必要なお金はどのくらいなのかなと、見通しができそうかなと、こういうことをやってみていただく必要があると思うんです。それで、ちょっと聞いておきたいわけでありませう。そういう積算をしてみたことがあるかどうか、聞いておきたいわけでありませう。

○議長 菊地 久君

どなたか、ご答弁。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

告示の件でございますが、議会の招集ですとか、そういった告示の写しについては、ある程度、町の掲示板等に掲載することもよろしいかなという気はしております。ただ、これも本当にいいのかなどうか、掲示板を管理しております総務とよく協議をしながら、その内容に

ついて詰めていきたいと思ひます。それ以外の文書につきましては、やはり今非常に多うございますので、その件につきましては、私どもの方で備えつけをして閲覧をしていただくという方向性ぐらいしか、とれないのではないかなという気がしております。掲示板に張りつける物理的なスペースございませんし、冊子みたいなものをどんと置いておくわけにもまいりませんので、そういった方法が一番ベターなのかなというふうに思っております。これもまたよく検討させていただきたいと思ひます。

それから、再度メルパルクの件でございますが、林議員のときにも申し上げましたように、事前にそういうようなことがわかった段階で、広域連合の方では第1回目の議会、どうしても場所がとれないからということで、ひょっとしたらこちらを使うかもしれんよというお話はありました。私ども、先ほど申し上げましたように63市町村の、これは名古屋市も含めてですけれども、もうとんでもない話だと、こんなことをやってもらったらむだ金だから、使うんじゃないというようなことも申し上げました。ですから、抗議の声は当然そのとき出しておりますし、こういったことが二度とないように、また機会があれば極力むだを省くように、これは当然市町村の負担金の方にはね返ってまいりますので、そういうようなことのないように十分申し入れをしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長 菊地 久君

ほかにございませんか。

○民生部長 石原敏男君

まず、国保会計への繰出金であります。議員が従来の1億6,000万円まで戻すようにというご要望でございますけれども、国保会計、今8,000万円ということで、町の財政も厳しい中で段階的に引き下げてきたわけであります。特に国保会計、今後この国保会計の8,000万円への繰り出しの目的からいけば、今後、来年度からまず始まります後期高齢者の問題にも絡んでくると思うんですね。本当にこの繰出金が後期高齢者と関係してきた場合に、本当に繰り出しが正しいものかということが出てくると思ひますので、この辺のところも十分今後、反対に研究していかなければいけないと思ひて、議員との考えとは逆行することになるかもしれませんが、そういうことも考えなければならないというふうに考えておりますけれども、それは一つの我々の検討材料ということであります。

それから、特に保険料の引き下げのお話も出ておりましたが、これについては、我々は後期高齢者が始まった段階で、どんな保険徴収ができるかということ、反対に引き下げでなく、保険料が引き上がるんでないかという懸念も持っておりますが、これについてはまだソフトができておりませんので、きちんとした計算ができておりませんので、安易には言えないかもしれませんが、そういうところがあるということでもありますのでお願いしたいと思ひます。

それから、次に乳児医療費の名古屋市の例で言われて試算をしていただきましたが、これ

につきましては、正直言ってまだ計算してございません。課長もこの議会の決算等に対応するように一生懸命勉強しているときだったために、この乳児医療の新しい計算をしておりません。この辺につきましては、我々、新年度予算の中、また、この議会が終わりますとすぐ3カ年のヒアリング等、また行革のヒアリングがありますので、その中までには数字を出して町長の方に示していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。ぜひその方向で一遍積算をしてみただいて、あとどのくらいの原資を追加したら中学校までいけるのかなというやつを追求してみただくように、ぜひお願ひをしたいと。町長、こんなことやっておらずに、追求してみただきたいというふうに思います。ぜひ積算はしていただき、町長に突きつけていただくように、お願ひをしたいとします。

それから、一番最初に伺いました議事録ですね、広域連合議会の。これは各市町村に、蟹江町でいえば、私ども、議事録をいただくことになっているわけですが、少なくとも広域連合議会は63市町村に議事録くらいは送ってくれないかどうか確認をしていただき、議事録はとっていただくご努力をしていただけないかどうか、聞いておきたいわけでありませう。

以上です。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

議事録の配付でございますけれども、たしか各市町村長さんあてと議長さんあてには1部ずつ配付があるというふうに聞いた覚えがありますので、一度そこはよく確認をさせていただきまして、もし配付がないということであれば、メールといいますか、そういった添付文書で参りますので、それを印刷して議会事務局にも備えつけていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○8番 中村英子君

8番 中村です。ページでいきますと、91ページの社会福祉協議会への補助金に関することと、あと障害者自立支援法が17年度から施行されたということで、それについて2点質問したいと思います。

最初ですが、蟹江町社会福祉協議会に対する補助を年々行っております。この社会福祉協議会の運営について、私も総務民生常任委員長ということで参加する機会を得ましたけれども、内容的に改善した方がいいと思われることが何点かございました。このことについては、後日、一般質問等でお伺いをしたいと思います、この社会福祉協議会が従来この会員とい

うものをつくって、会員ということで一般会員500円、特別会員もありますけれども、一般会員500円ということで各家庭にご協力をしていただいていることは従来やっていることであります。その中で、ある町内会は、一般家庭にその参加の是非を尋ねることなく、町内会費という会費の中から人数分を福祉協議会の方に入れていたというお話がありました。

この問題は過去にも取り上げられたと思いますし、また同じく評議員としてこの社会福祉協議会に参加しております高阪議員の方からも、その社会福祉協議会の会議の場でその発言があったと思います。長いことこれやっております、問題ではないかと言われていたんですが、最近、見られた方もいると思いますけれども、新聞ではこれについて違法であるという報道が載っておりましたのを私は拝見したんですね。これがもし違法であるというようなことが裁判所で判決がおりたようなことがあるとするなら、このことがいいのか悪いのかということをもう一度よく検討をしなければならぬのではないかというふうに思うわけです。

もう一つ、蟹江町は嘱託員制度というのをやっておりますね。この嘱託員は報酬として、町の30万円ということでやっています。嘱託補助員はもっと少なく7万7,000円ですか、そういうことで報酬をお支払いしてやっているわけですが、この嘱託員が非常勤特別職という職にあると。ある程度の行動の縛りなり何なりを受ける立場にあると思うんですが、このような方が、やはり税外という言い方がいいかどうかちょっとわかりませんが、社会福祉に関して協議会の方からの依頼を受けて、各戸に回ってそのお金を徴収するという自体、これも長い間やっております。問題ではないかと言いつつながら、長い間行われておりますけれども、この辺のこともやはり少し見直しをしていく必要があるのではないかとこのように思うんですが、17年度、18年度、従来このようなやり方でやっておりますので、少し問題があるというふうに思いますので、町の方の見解を改めてお伺いをしたいと思います。

それから、障害者自立支援法というのが昨年成立をいたしまして、段階的にこの支援の方法というのは変わってまいりました。これが実際には障害者の立場に立っていない法律であるということで、さまざまな問題も提起され、国の方も、これは一部見直す必要があるというようなことになってきましたけれども、果たして最初の1年間、この障害者自立支援法の施行によって、蟹江町の財政との影響ですが、これを利用する障害者の立場ではなくて、これは立場の方ではいろいろ問題ありますけれども、町の立場としての財政的な影響の把握、それからまた利用する人たちへの影響の把握ですけれども、どのように町としての把握を試みえるのかということをお伺いしたいと思います。2点お願いします。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

まず、91ページが一番で下でございます。社会福祉協議会の補助金の関係で、会員制会費の集め方ということで2点ほどご質問がございました。

これにつきましては、申しわけございません、その新聞報道はちょっと私、承知しており

ませんので何ですけれども、その集金の、集金といいますか、会費を募る方法、これにつきましては、中村議員の言われる趣旨を十分社会福祉協議会の方に伝え、間違っても違法性のないこと、それから、そういうようなことについて間違いのないような集め方をやっていくように申し入れておきたいと思います。

それから、支援費の関係でございますけれども、従来、蟹江町は制限といったようなものをしておりませんので、利用の方がこれぐらいの利用をしたいということであれば、それはもうしょうがないだろうということで認めて、ほとんど、言い方は悪いですが、無制限に近い状況で推移しておるのが現状でございます。ですから、この制度が始まる以前に比べますと、もう非常に大きな財政的な負担が生じておるのは間違いございません。国の補助ですとか県の補助、そういったようなものもあるわけですけれども、やはりどこまでいっても2分の1ですとか4分の1ということで、当然、全体が膨らめば、町の負担分の4分の1といったようなものが膨らみますので、この辺についてはやはり大きくなってきておるのは事実でございます。

まだ、先ほどの林議員のときでもちょっとお話をさせていただいたように、制度がまだ毎年毎年変わるような、不安定な状況と言えばちょっと語弊がありますがけれども、そういうような状況にあるのは確かでございますので、もう一、二年ぐらいうれば、ある程度は落ちついた制度運営ができるのではないかなと。そのときに、一体どのようにしていったらいいのかというようなことも含めて、国の通知があったりですとか、それから県の通知があったりとか、それぞれ私どもの考え方も固まってくるというふうに考えておりますので、ちょっとまだきちんと将来見通しと言われると難しいところがございます。ただ、従来に比べて、町の負担は増しておるのは事実でございます。

以上です。

○8番 中村英子君

社会福祉協議会の会費の徴収の仕方についてですけれども、違法性のないようにやってもらいたいというふうに今おっしゃっていますけれども、私、今お尋ねしていることは、町として、じゃ何が違法性なんだからやめてもらいたいとか、何がいいからやってもらいたいということがちゃんとしていないと、指導できないわけじゃないですか。だから、すごく第三者的な今お話ね、人ごとみたいに聞こえたんですけども、社会福祉協議会というのはやっぱり蟹江町の福祉の一部分を担っている大事なところでもありますから、それでしかも、全世帯に対してそういう会費の呼びかけをしているところでもありますので、町がですよ、まずこれが違法なのか違法じゃないのか、いいことなのか、そうでないのかという見解をきちんと持たないことには指導できないと思うんですよ。私、新聞見ていないんだからわかりませんが、違法のないようにやってちょうだい。これね、一般的な人の言い方。

だから、町としてその行為がいいのかどうか、違法性があるのかなのかということとは、

あなた方がまず判断しないといけないんじゃないですか。だから、その判断の上に立って、社会福祉協議会はこういうことをやってもらってはいけませんよなら、いけませんよと言わなきゃいけないと思うんですよ。それをなしにして、どういう指導ができるのか、私としてはちょっと理解に苦しみますので、そこは今新聞を見ていないということですけども、きちんと把握して、その判断をした上に指導するなら指導する、そして単にやってください、やった方がいいですよじゃなくて、いけないことはやめてもらわなきゃいけないので、そういう物事の取り組み方をしなきゃいけないんじゃないですか。

それからもう一つですが、嘱託員のことについて今ご答弁ありませんでしたけれども、非常勤特別職である嘱託員という立場の者が徴収に当たるということが、これもまた適正なのかどうかという判断ですけども、これもまたきちんとした判断というのは下されていないところでありますので、この判断がいいのかどうか、それをやるのがですね。もう一度、そのことについて町としてはきちんと考えて、改めるべきところは改めていかなきゃいけないんじゃないかと、そういうことを私、申し上げているんです。

社会福祉協議会のあり方については、今後、従来どおりのやり方ではなかなかいろんなものに対応できませんので、町長もいろんなお考えがあると思いますし、これから改善していかなきゃいけない部分があると思います。あると思いますけれども、従来のそのやり方を踏襲してはいいのかどうかということもここでもう一度改めて検討していただき、正しい方法を探っていただきたいというふうに思います。

それから、障害者自立支援法についてですが、これについての町の財政上の影響については負担がふえるばかりで、別にこれについて、平成18年度ですよ、今後どのように変わっていくかということはまた非常に見通しが不透明ですので、よくわかりません、手直しが結構やられますのでわかりませんが、財政的には別にこれによって変化があったということではなくて、ふえる方ばかりだというような町としてのとらえ方であると。それから、利用者について、これによって利用者の不便の生じた部分、あるいはまた町として救済しなければならなかった部分、そういうようなものがあるのかないのかというその背景ですけども、町としてはそのとらえ方をどういうふうにしてみえるのか。法律がこうなったから、あんなたち、こうしてちょうだいよというのが従来の町のやり方だと思うんですけども、その背景について、もう少し詳しい説明がいただけたらというふうに思います。

以上です。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

社会福祉協議会の申し入れ云々、町としてきちんと判断をしてということでございます。それは当然でございまして、先ほど、申しわけないですけども、その新聞報道で何が論点となって、何が違法だということをやっと私把握しておりませんということでしたので、それをきちんと把握した上で、問題点があれば必ずそこは直すように、必ずそういうことは

するなということを申し上げていきたいと思っております。

それから、支援費の関係でございますけれども、やはりいろいろな今までなかなか表に出てこなかった例えば手話通訳の方ですとか、そういうような方につきましても、できるだけやっってくださいということのお話がありました。それにつきましては、少額ではございますけれども、予算措置をお願いしたりして、できるだけ対応していくということで改善策をとってきたところでございます。ですから、今まで県の施策で県独自でやっておった、そういった障害者の方に対するいわゆる支援策についても、もう県の方はこれはやらないという話が多々ございます。そういったような中で、今申し上げましたような手話通訳ですとか、そういうような方につきましては、こちらの方で要望をいただきまして、少額ではございますけれども、予算化をさせていただいたりというようなことはございます。ですから、今後、県独自でやっておったものがなくなったり、また新たな要望が出てくると思いますが、それに対しましては真摯に耳を傾けまして、十分対応していけることは対応していきたいというふうに考えておるところでございますので、またそういうような点につきましても、予算等、議員の皆様方のご理解をいただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

嘱託員のお話が出ましたので、私の方から少しお話をさせていただきたいと思っております。

おっしゃるように、嘱託員は非常勤特別職でございまして、おのずと公務としてのお仕事をしていただくということになっております。ただ、現在のところ、30町内会のうち、町内会といいますか、そのうち29については、この嘱託員さんと現実に町内会長さん、自治会長さん等がご一緒でございまして、その区分が実は不明瞭な部分があるというのも承知はしております。ただ、こういったお金の扱い等になりますと、嘱託員さんがその職務としてやられるということはちょっと少ないというふうに理解しております。これは町内会長とし、町内会組織の中で動かれていらっしゃるのだろうというふうに私の方は感じておりますけれども、そういったところ、ちょっと詭弁的なこともございますので、我々としても、この嘱託員制度を本当にこういった形で進めていいものだろうか。もう一つは反対に、こういった制度でないとその実態等を、町内会の皆様方のご要望、ご意見、そしてコミュニティー組織等の実態がなかなか把握できないのではないかというようなことを実は今いろいろと悩んでおるところもございます。

ただ、ご指摘のございましたような内容につきましては、私どもは嘱託員という権限でやっていらっしゃるというふうには把握しておりませんので、そういったところをご理解いただきたいと思いますが、こういったことが今後、先ほどのお話の中で新聞、ニュース等でのご指摘もございましたので、私どももそういったことをもう一度ゆっくり、きちっと検討させていただいて、けじめをきちっとできるような、そういった指導をさせていただきたいと

思いますので、よろしく願いをいたします。

○8番 中村英子君

囑託員につきましては、今ご答弁ありましたように、町内会等会長を兼ねているというところであいまいな部分が発生しておりますので、今ご答弁されたように、検討をしていただきたいと思います。

そこで、斎藤課長に何うんですけれども、私、新聞の切り抜き、皆さん見えていると思って、ちょっと知っているかなと思ったんですけれども、また後日、それはお示しをしたいと思うんですけれども、ただ、従来ですよ、個人の意思によるものであるという会費が、その個人の意思にかかわらず、全体の町内会で知らないうちに出されてしまっているというこの事実、これも裁判所が判断する前に、やっぱり問題があるというふうに思うのが普通だと思うんですけれども。

会員証というものを発行しますよね、入ってもらった場合は、その場合に発行するんですけれども、何も自分が入るも入らんも言わんうちにですよ、あんたは会員ですよといって、こういうふうに来てしまうということ自体、やはり改めていくべきものだと思うんですね。やはり個人の判断で、いいですか、悪いですかといって一応お伺いして入ってもらうというものについてですよ、その意思を確認することなく、全体的に従来のやり方で町内会の中で全部入るものは入ってまえと、そういうやり方ですが、もちろんこの間、防災の話で奥田議員の方から、町内会に入っておらん人もおるでっていうでね、入っていない人については出していないのかもしれないけれども、どういうふうになっているか私わかりませんが、そのこと自体、やはり問題があると思う方が私は普通ではないかと思うんですよ。

ですから、これは囑託員と離れて町内会長さんという立場かもしれませんが、そういうやり方については、やはりちょっと改めてもらうなら改めてもらうというような方向で、まず持っていくということが必要ではないかと思いますので、再度検討していただいて、より間違いのないようにやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長 菊地 久君

ほかにございませんか。

○16番 奥田信宏君

それでは、簡単なことを1つだけお聞かせをいただきますが、16番 新政会の奥田でございます。ページ数言わなきゃならんですね。これ99ページの委託料、いろんなところに絡みますが、とりあえずこれだけ取り上げます。

清掃委託料が委託料の2番目に出しております。そして、これは総務の方の関係になりますが、委託料が総務の委託料、清掃委託料が90万円ほど出しております。これが約19万円、18万9,000円出しております。それで、どこら辺が清掃の委託を、線引きがどの辺かをちょっと一

遍確かめておきたいと思います。というのは、新しい例えば学童、学戸にできました。児童館できました、学童保育所もできました。そういうところの清掃費は載っておりません。当然、保育所とかそれから小学校は、清掃の委託料というのはどうも出ていないような気がいたします。私がひょっとしたら、ぱっと見ておったのであれだったんですが。

それで、今、出しておりますが、どこら辺までを清掃委託をして、例えばの話、体育館ですとか、それから公民館、あるいは公民館分館なんかを例えば職員で清掃しろというのは、これはもちろんちょっと無理な話もありますので、これは委託料当然なことになるわけがありますし、また小学校、中学校は、小学校なんかは職員室も生徒と一緒に例えば当番で清掃するですとか、そういうふうな方になっていると思いますが、保育所等はどうなっているのか、保育所ちょっと見て、清掃委託料というのはどこに載っているのかなと思って探しておったんですが。

それで、線引きを大体、例えばいろんな施設をつくられたり管理をされるときに、清掃委託料をどういうふうに、ここはシルバーで出そうとか、そういうのをどういうふうな判断をされるのかをちょっと基本的なことをお聞きしておきたいのと、例えばすごくちょっと辛口の話をしていしますと、矢祭町なんかは庁舎は職員がおやりになってみえるそうであります。これは当番制で、これは時間の前に行って、そういうふうにやってみえるところもあるようであります。ただ、これが全部に全部、適用できる話ではないわけではありますが、今の清掃の委託の線引きの辺をちょっとお聞きしておきたいと思います。たった簡単な1つです。

○議長 菊地 久君

答弁、長くなるようでしたら、暫時休憩しますが。全体的にもみましょうかね、休憩。

(「休憩を」の声あり)

暫時休憩いたします。

それじゃ、午前11時から再開をいたします。

(午前10時43分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

○議長 菊地 久君

奥田さんの答弁の前に、斎藤民生部次長より、林議員に対する答弁の訂正の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

先ほどの答弁で、私の勘違いから間違ったお答えをしてしまいました。まことに申しわけございませんでした。

林議員のご質問の中で、支援費の増減についての項目がございました。それにつきまして、

制度の変更というようなことを申し上げたんですが、その制度の変更等によりまして、支援費が従来3億円程度あったものが1億円程度にもう激減してしまったということをちょっと勘違いいたしまして、その制度の変更で、従来、17年度につきましては、扶助費の方でお支払いしておったものと支援費の方でお支払いしておったもの、これが17年度の実態でございます。18年度につきましては、そういったようなことで分かれましたので、支援費という名目では1億円ということになってしまいました。その前のページにあります扶助費の方につきましては、従来2億円以上計上されておりまして、障害者の関係の事業につきましては3億5,000万円程度で、そんなには変わってございません。項目の変更ということで、支援費という項目については減ってしまったということでございましたので、改めて訂正させていただきます。大変申しわけございませんでした。

○議長 菊地 久君

よろしいですね。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

清掃委託料に関しましてご質問をいただきました。まず、どのようなところをやっておるんだということと、あと清掃について分けがあるのかというようなお話だと思うんです。

私どもの方といたしましては、庁舎等をやっておりますが、これにつきましては、委託の方で清掃会社をお願いをしておりますのは、床の清掃とか、あと私ども職員ではほとんどできないガラス、そして蛍光灯、吹き出し口、サッシ清掃、それからトイレの定期的洗浄というようなことをさせていただいております。あと、こういったところのカーペット、これをやらせていただいております。ほかの公民館等でもお話がございましたが、同じように床とかガラスとか高所、あるいは専門的な必要性、技術の必要性のあるところを清掃会社の方をお願いをしておるというのが実情でございます。そのほかには、それぞれシルバーの方でございまして、シルバー人材センターの方に来ていただきまして、日常の接客部分での通路、そしてトイレの清掃等は行っていただいております。あと、庁舎でお話をさせていただきますと、自分の身の回りのところの掃き掃除等は自分たちで一応行ってはおります。あと、私どもの方の中に、そういったことを踏まえた用務員も1人おりまして、これは用務さんが余りにも汚いところや先ほどのシルバーさんと同じような形態でそういったところを清掃していただいているような現状でございます。

保育所とか学校には、確かに清掃の手続と申しますか、委託料は組んでございません。こちらにつきましては、先ほど議員の方からもございましたが、学校等では清掃教育というような教育も含めて、きちっとそういった中でお願いをしております。そしてまた、保育所につきましても、その中に1人ずつではございますが、私どもの用務員もでございます。その用務員が中心に清掃をし、先生方もお手伝いをいただいております。日々の清掃、美化にはそういった形で努めさせていただいているというのが現状でございます。

ですから、どういう区分かとおっしゃられますと、清掃会社にはやはり技術的な部分のお願いをしておるとというのが私どもの考え方でございますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

○16番 奥田信宏君

16番 奥田でございます。特に今回ちょっとお聞きをしておこうと思ったのは、もともとの発端が学童保育が学戸の方ができて、どうなるのかなと思って、それを気にしてちょっと一遍、ほかのところの委託費の中で清掃が出てきているのはどこがあるかなということが、もともとのスタートはスタートであります。お互いに、先ほど矢祭町の話も出しましたが、できる限り自分たちのできるところは自分たちで努力をしていただく。それから、委託は例えばこの部分だけはこういうふうにしようというふうに全庁的な線引きがあると、例えばどこかの担当になったときに、あそこは掃除をどうしてもやらなきゃいかんとかいう話にならないように、例えばルールをやっぱりつくっておくべきでないかなと思いましたが、これは私の要望ということであります。将来に向けてやっぱりこういうワックスがけであるとか、じゅうたんの清掃等は業者、あるいは一般のところは職員がやるとか、そういう区分けだけはやっぱりしておいていただきたいと思えますし、特に体育館や公民館やああいう広いところを例えば職員の人が手分けしてやれるというような話をしておるわけではありませんので、そういうことでなしに、皆さんが不公平にならないように、やっぱりルールづくりをきちっとしておいてほしいということでありますので、結構です、これで。

○議長 菊地 久君

ほかに。

(なしの声あり)

ほかに質疑がないようですので、3款民生費を終わります。

続いて、4款衛生費、116ページから137ページまでの質疑を受けます。

○6番 林 英子君

125ページ、精神保健事業のところでお聞きをいたします。

その事業のところでは精神障害者医療費の問題が書いてございます。私は以前にも一般質問の中も何度も言いましたけれども、この精神障害者の医療費というのは95%は公費で、残りの5%は自己負担ですけれども、その2分の1は自治体、蟹江町で見えておりましたが、今度、この問題は精神も身体もそれから心身障害者も一体だということで、これは自立障害者の中で10%負担になりまして、町は5%見るというふうになっておりますが、実質的には本人5%に医療費がふえたという問題であります。ですから、この問題は、精神や身体や心身も一体だということがずっと前から言われているにもかかわらず、この決算書を見ましても、そのようにあらわれておりませんが、この精神障害者の医療費の問題について、今後どのようなお考えを持っていられるのか、お聞きをしておきたいというふうに思えます。

それから、129ページの妊婦の問題で、これは蟹江町も2回のところを5回まで見るというふうにこの前、答弁があり、話したご婦人は本当によかったと言っておりましたが、一般的には、愛知県のこういう書類を見ますと、厚労省が言っているように14回までは必要だという中で、5回というのは本当に足りないというふうに思うし、飛島など、14回に早速決めたという報告も受けております。そういう中で、蟹江町はこの問題をどのように考えていらっしゃるのかということをお聞きしておきたいというふうに思います。

以上、2つです。

○健康推進課長 西川和彦君

精神障害者の扶助料に関しまして……

(「扶助料じゃないよ、医療費です」の声あり)

医療費、失礼しました。医療費の問題に関しましては、愛知県の神田知事の選挙公約の中に、平成20年度から精神障害者の1級と2級の手帳の保持者に関して無料にするという骨子の素案がありますので、それをことし担当者会議の中で示されましたので、平成20年度の予算のときに、今まで町が5%補助していた分と本人の自己負担分を県が持つ案になっていますので、あとは神田知事のマニフェストに基づいて、町も実行していきたいと考えております。

それから、129ページの妊婦の2回から5回の件ですけれども、最高14回というのは厚生労働省が言っていることはわかりますけれども、町も財政力の関係もありますし、町村会と医師会とのある程度の協議の結果、蟹江町は5回にするということも踏まえまして、来年の4月から5回にする予定ですので、そこら辺をご理解ください。

以上です。

○5番 高阪康彦君

5番 高阪康彦でございます。131ページ、斎苑管理費の中の委託料というところですが、1,641万8,420円ですか。この委託料の中、いろいろ分かれていますけれども、これは皆別々の各社というのか、別々に払ってみえるのか、それともこれまたどこかで重ねて払ってみえるのかということと、17番の斎苑管理委託料1,386万円、これ高いのか安いのかはよくわかりませんが、どういうふうな算定というのか、この数字が出ているのかということと、それから最後の交付金、斎苑環境対策交付金が110万1,000円、これは舟入とか本町の火葬場のことだと思わすけれども、こういった金額をどこへ交付されているのか、ちょっと教えてください。

○環境課長 上田 実君

それでは、131ページ、斎苑管理委託料のところでございますが、1,386万円の件でございます。こちらの方は斎苑を管理するに当たりまして、本町斎苑と舟入斎苑が実は蟹江町にございます。こちらの斎苑、以前は舟入斎苑は職員が火葬をしておりましたが、現在では、平

成16年度からは委託をしております。本町火葬場につきましても、前は火葬に関してほかの者がやっておったわけですが、現在は委託しております。それぞれ管理委託料ということで1,386万円が決算となりました。

次に、もう一つのご指摘の斎苑環境対策交付金でございますが、支払いにつきましては、本町連合会の方へ72万円、次に舟入区の方に38万1,000円ということで、実はこちらの交付金は平成14年から交付をしております。

内容としては以上です。

○5番 高阪康彦君

すみません、私が聞いたのは、その1,386万円というのは、今、舟入と蟹江はわかるんですが、その内訳もちょっと欲しいんですが、1社なのか、それからこれを決められたのは、その決められた金額ですよ、その金額。昔は、僕らも火葬組合があったときには1体幾らというので補助をもらった覚えがあるんですが、これは入札なのか、それで何社かがあって、入札でこういう金額を決められたのか。年間これだけだと、多くても少なくともというふうにしたのか。それ舟入は幾ら、本町は幾らじゃなくて、1社が舟入も本町もやっているのかと、その金額と、それだけお願いします。

○環境課長 上田 実君

大変失礼をいたしました。まず、本町斎苑の方でございますが、本町斎苑は業者が1社でございます。こちらの方は昔、以前は本町火葬墓地組合の方が経営をしております、こちらの方との金額をもとにいたしまして算定をした金額でございます。随契で1社で行っております。もう一つ、舟入斎苑の方につきましても、随契、1社で、金額の方は本町斎苑の金額の方を勘案して決めてございます。

以上です。

(「その金額にして幾らだか」の声あり)

○議長 菊地 久君

幾らぐらいずつですということを聞いておりますので、もう一度わかりやすく言ってやってください。

○環境課長 上田 実君

大変失礼いたしました。金額の方でございますが、本町斎苑は1カ月60万円でございます。税を抜いております。舟入斎苑は1カ月50万円でございます。積算の基礎となったものは、先ほども言いますように、当初、本町斎苑の方で火夫の方がみえました。この方に支払っておった金額をもとにして算出をしております。

○議長 菊地 久君

答弁漏れだったら、もう一遍言ってもらうように、何遍でもあと、あと1回で終わりますので。

(発言する声あり)

○環境課長 上田 実君

年間300体ぐらいを想定いたしまして、1体当たり幾らということで決めております。

○議長 菊地 久君

年間330人という計算をして、やっておるそうでございます。

(「それから、それは決めた金額で、多くても少なくても一緒なんだね」の声あり)

それじゃ、改めてもう一度答弁をお願いします。

○環境課長 上田 実君

大変失礼いたしました。多くても少なくても、価格の方は同じでございます。積算の基礎としては、300体を想定して決めてございます。

以上です。

○5番 高阪康彦君

結構です。わかりました。

○議長 菊地 久君

今の関連でいいですか、だれか。

○9番 黒川勝好君

9番 黒川です。関連で、それでは今の129ページの葬祭費の2,082万円のことについて質問させていただきます。

この葬祭場に関しては、私も一般質問させていただきましたし、過去大勢の方が一般質問をされておると思うんですが、この本町斎苑、もう非常に老朽化をしておって、建て直しもできない、本当に限界状態にあるということでもあります。蟹江町も年間、町内だけだと235体、昨年の実績報告書でいきますと235体ということですので、十分1つの斎場で処理はできると思うわけですね。いつまでもこの本町斎苑を使うということは、なかなか理事者の方も答えをいただけないわけですが、もうここで一気に答えを出していただきまして、舟入1本にするとか、そういう答えが出てこないかと思うわけです。

それで、今のひつぎの関係ですけれども、これももう完全に本町斎苑ですと長さが183センチ以内ということで決まっております、時代にもそぐわないわけですね。これ以上の大きい方は今たくさん見えるわけですし、本町斎苑でやっていただけない方も大勢出てくるわけですし、そういうときには舟入でやってもらえる。だったら、ひつぎを大きくして舟入でやってもらった方がいいんじゃないかという人もおるようございまして、中には、本当の意味で、今回この舟入で昨年が65体、十分あいているわけですね。ですから、ここで一つ本町斎苑をもうこれ使わないということで、舟入1本で話し合いがつかないのか、今、実際やっておみえになっておるのか、そこのところをちょっとお聞かせください。

○環境課長 上田 実君

まず、斎苑の使用関係でございますが、主要成果の方です。ページ数は52ページ。実は、舟入斎苑で町内と町外を合計足しますと平成18年度は98体、本町斎苑の方は町内で170、名古屋市、あるいは町外で13名と20名、合計203体、合計いたしますと斎苑でそれぞれ両方合わせますと301件の火葬をしてございます。

それで、先ほどの質問でございます。本町斎苑、何とかならないだろうかという件につきましては、実は斎苑は古くから歴史がございます。実は、以前はそれぞれの町内の方で火葬をしておりましたが、私が調べたところですが、昭和47年に舟入斎苑と本町斎苑を蟹江町が町の指定の斎場ということで実は指定をしております。それから、それ以後、それぞれ舟入につきましては火葬場の許可、要は使用をするに当たってはそれぞれの区の方で許可書を出していただいております。また、本町斎苑につきましては社務所の方、あるいは組合の方で使用の許可の許可書を出してしております。ということで、火葬許可書は役場の住民課が出し、火葬の使用につきましてはそれぞれの地域の方で出していたのが現状です。それを実は平成14年になりまして、住民の皆さんからのご要望もあります、議員の皆様からのご要望もありまして、実は一本化にいたしました。というのは、町がすべて業務を行うということに実はなったわけです。

それで、本町の一歩化につきましては、相当年数もたっており、町といたしましても増改築はなかなかできないという、以前、お隣のアイエスという企業がございました。そのやりとりもございまして、現在は増改築もできない状況でもございます。といいますのも、最近のご存じのように住宅が建ってきておりますので、町といたしましても、環境面からいきましても、本町斎苑をこれ以上というか、今後も運営するのは大変難しくなってきた状況はわかっております。もちろん老朽化につきましても、現在のところ、業者に聞きますと、手直しをすれば、まだ五、六年はもつだろうということも聞いてございます。

今後といたしましても、町といたしましても一本化に実はしたいという気持ちがございます。以前から舟入斎苑を、63年から今の新しくなったわけですけれども、そんな当時、反対される方が見えまして、その方たちと話し合いを実は重ねてまいっております。ことしに入りましても、実はそういった打ち合わせ等をしております。11回目になっておるように私は調べてまいりました。ということで、町といたしましても、舟入斎苑の一本化にしたいわけですが、なかなかそういった方との話し合いが今のところまだ難航してございます。もちろん、きょう今お見えではございませんが、地元の議員の皆様にもご協力を願って、一本化に進めているところでございますので、もう少し時間がかかるのかなというふうには思っておりますが、何とかしたいというふうにも考えております。

以上です。

○9番 黒川勝好君

いつの答弁を聞いても何とかしたいで過ぎていってしまうわけですけれども、要は舟入斎

苑の方としては、舟入の方としては、何が一番ネックになっておるわけですか。最初のつくったときの取り決めの条項の中の何が一番ネック、搬入路の問題とか、周辺住民の問題とか、いろいろあると思います。一番ネックになっているのは何なんですか、これは。もう本町斎苑は今言われたとおり、本当にもう大変ですわ、あそこは。それから、来年にも多分、私、質問させていただいたとおり、ニッセンの跡地、複合施設が入ります。もうあの場所で斎苑があるということ自体が生活環境としてはおかしいと、私は思います。

ですから、つくりかえればあと五、六年もつとか、そういう問題じゃなくて、やはりもうこれは、本当に本町斎苑はもうやめて舟入の斎苑1本に、できるなら1本、できなきゃ他の市町村にお願いをするとか、また今度新しく南区の方ですか、火葬場ができるようなお話もありますけれども、そういうところと連携を組んでやるとか。この2,000万円ということは、一体処理するのに9万円ぐらいかかっておるわけですね、大体計算すると。その1体9万円かけるのであれば、もうちょっと有効な使い方があるんじゃないかと私は思うんですが、まずそこのところをお願いします。

○環境課長 上田 実君

舟入斎苑の一本化について、ネックは何かというご質問でございますが、ネックになっておりますのは、当時、舟入斎苑を設立したときに、実は昭和62年8月12日なんですが、正式には蟹江町舟入火葬場増設反対準備会というそういった会がございました。そちらの方から、いろんなご要望等をいただいております。そのご要望に対して、蟹江町は書面をもちまして回答をしております。その回答の中で、取り上げてお話しするのであれば、「蟹江本町地区にある火葬場を廃止して、その代用をすることは絶対にしないこと」ということが実は入っております。町の回答としては、「現在の蟹江本町火葬場を廃止することはありません」という回答を実はしております。こういった書面を実は2通ほど、そういった準備会の方に町長名で文書として差し上げてございます。これを実は何とか打破できないか、なしに、白紙にできないかということで、実はそういった現在としては協議会という名称は変えてございますが、その方たちと今、話をしております。

この中で、実は書面が出ておれば、ずっとこれができないかという論争になろうかと思えます。実は、これは町も顧問弁護士もございます。顧問弁護士にも相談をし、こういったものはいつかなしにすることができる、そのなしにできるときというのは、皆さん方との話し合いをし、やれることはやってからだろうというようなこともいただいておりますので、現在は鋭意そういったこととお話を進めておるところでございます。

それと、もう1点、大変申しわけございません。1体9万円という算出でございますが、約6万6,000円でございます。一本化にというよりも、ほかの市町に蟹江町の部分をというご提案もいただきました。そちらの方も私どもも視野に入れてございます。実は、今言われましたように、名古屋市は新茶屋の方に計画をしてみえます。そちらの方にも、私としては

相談にも行ってございますが、まだそちらの方も難航を示しておるようですので、まだそこまで至っておりませんので、ご理解を願いたいと思います。

○9番 黒川勝好君

今、上田課長に初めてお聞きしたんだけど、本町斎苑は絶対に廃止をしないということで舟入ができたという過程ということで初めてお聞きしたんですが、でしたら休止という形、しばらくの間、休止という形をとって、あのままあの場所は残しておく、壊さなきゃいいわけです。あればいいんじゃない、まあ、それはへりくだった言い方になると思いますけれども、もう心情的に気の毒なわけですよ。亡くなられた方が最後に蟹江で、町外の方も見えると思うんですが、最後に葬っていただけるところがあの場所では本当に気の毒なわけですよ。ですから、できることなら1本でやっていただきたい。十分対応できるだけの人数でありますので、そこを早急にうまく何かやる方法はあると思います。いつまででも、だめだから、だめだからと、ずるずるずるずると5年も10年もやっておつては、これはもう絶対にあそこの場所としては、絶対問題がまた起きてくると思います。ですから、よろしく、これは要望になりますけれども、早急な解決をお願いいたします。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。ページ数は135ページです。粗大ごみの収集業務委託料で620万円ですかね。今、去年ぐらいから、特に最近目立つのが冷蔵庫だとか、そういう家具だとか、引っ越しのときは特に多いんですけども、不法投棄が物すごく最近ふえてきておるわけなんですけれども、町内によってはそのまま見せつけということで紙を張って、そのまましばらく置いているということがあるわけなんですけれども、こういったこともきちっと今後はやっぱりこういう不法投棄がないように、やっぱりチェックしていかなくちゃいけない部分があると思うんですけども、本当に町側として、またこれは処理すれば、またお金のかかることですので、余分に。今後どのように考えてみえるのか、ちょっとこれもお聞きしたいなと思います。

それと、先ほどの斎苑の管理費、129ページなんですけれども、この件に関しても、特に風の強い日はちょっと煙が出るような部分もあるみたいですので、それで多分重油でたいてみえるんじゃないかなと思うんですけども、ボイラーなんかの点検されて、そういう専門家の方がきちっと整備をされてみえると思うわけなんですけれども、そこらの整備をきちっとしていないと、バーナーだと先にちょっとでも整備がされていないと、詰まっていると、そういった煙とかそういうことも出てくるかと思うわけなんですけれども、整備の方はきちっとされているのかどうなのか。そういう意味では、今、先ほど黒川議員の方から言われましたように、老朽化ということもありますので、それも含めてやっぱりきちっと対策を練っていただきたいなと思いますので、この2点よろしくお願いします。

○環境課長 上田 実君

2点ほど質問をいただきました。

まず、粗大ごみの件でございますが、粗大ごみは現在、道路上で回収をしてございます。1個300円ということで実施しておるわけですが、実際に道路で回収してございますので、そのシールがあつたりなかつたり、あるいは不法投棄になつたりというようなところがよく見かけられるのも承知をしてございます。もちろん、粗大ごみ券が張られていないのは少しの間はそういった警告のシールを張り、住民の方にわかつていただくような手配というか、そういったことをしてございます。

今後、粗大ごみについての考えはというところでございますが、現在、道路上で収集をしてございますので、危険も伴うということもあります。実は、今現在、行革を絡めて、戸別収集ができるといいなということで考えております。いつから実施するかにつきましては、この場ではまだ言えませんが、今検討中であることは間違いございません。

もう1点の本町斎苑の煙につきましてでございますが、実は本町斎苑は火葬の方と、人の方と実は動物炉、両方備わっております。たまに苦情がということではありますが、実は名古屋市の方から苦情をいただいたことはございます。黒煙が出るということで聞いたというか、そういった苦情はあります。うちの役所の方としても、その辺精査しておるわけですが、実際に最近いろんなものをひつぎの中に入れられます。また、ひつぎの方も昔と違って、1枚、布をというか、そういったものが張られておりますので、どうしてもそれが燃える5分ぐらいですか、その瞬間というか、それが燃えるときに少しというか、黒煙が出るのもわかつております。町としても、二次再燃バーナーを使って出ないような工夫をしてございますが、若干出るときも承知してございます。その辺整理して何とかならないだろうかということにつきましても、今後このように出ないように、そういったひつぎの中のものを極力取ってくださいというようなことはお願いをしながら、やっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

今はひつぎの中はもう自由ですので、いろんな形でその人の一生涯のお葬式ですので、やっぱりいろいろとあると思うわけなんですけれども、これ今課長が言われたように、今後ともそうした老朽化もしてきていますので、今後のやっぱり舟入と一本化にするという話もありましたので、今後、対策としてひとつ考えていただきたいなと思います。

それと、粗大ごみの方ですけれども、シールを張って出された方が、たまに見るんですけども、朝早く軽トラで集めに来てござる人あるわけなんですけれども、そういったとき、法律的に一応300円払って出したということは、やっぱりそれを持っていくということは違法になるんじゃないですか。そういったところの考え方は、町としてはどういうふうに考えてみえるでしょうか。

○環境課長 上田 実君

粗大ごみの300円券を張って、持っていかれる方につきましては、法的にはやっぱり300円という現金、現金というお金がかかっておるものですので、それを持っていくというのはやっぱりそういった法に触れるというふうに考えます。ただ、その場合、事実がわかれば、町としては警察に告発等をするのが正式なところだと思うんですけども、なかなか現場の方が把握できないのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長 菊地 久君

いいですか。

○1番 松本正美君

1番 松本正美です。リサイクルという形で持っていかれるんだと思うんですけども、やっぱり出されていますので、シール張られて。やっぱり今後そういったことがないように、やっぱりきちっと、一番それこそ町なら町で集めていただいて、それをそういうふうで業者の方に渡されるのはそれはいいんだろうけれども、なかなか難しい問題もあるかもわからないですけども、今後検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。まず最初に、これは確認でございますけれども、123ページの健康診査事業でございます。町の通知文といたしますか、これは写しですけども、色はあれ黄色いような色だったね、これ。この中に「国民健康保険からのお知らせ」という項目がありまして、「平成20年度から医療制度改革に伴い、健診（がん検診を除く）の方法が変わります。呼び名も基本健康診査から特定健康診査となり、糖尿病などの生活習慣病に関する健康診査となります。具体的にはメタボリックシンドローム、内蔵脂肪症候群の方を対象としますので、健康項目の中に腹囲測定が入ります。心電図、眼底、貧血検査は医師の判断で行うようになります。対象者は40から74歳の国保加入者です。国保加入者以外の方は、他の医療保険者によって実施されます」というふうに書いてあるんですけども、この項目は国保とは関係ないと思うんですよ。確認で言うわけですけども、ここも同じような適用になるのか。つまり国保対象者に限定されてしまっているのか、一般の方々もやれるのかどうなのか、ちょっと聞いておきたいわけでありまして。それで、あわせて、つまりどういう内容に、つまり国保で行われるこの診査とこちらの健康事業と中身はどう変化するのか、ちょっと聞きたいと思います。それが1点でございます。

それから、2点目は、先ほどの斎苑のことに私も関連して伺うわけでありまして。

私、ことしも二けた以上になるでしょうね、葬式に参加させていただいて、あそこの火葬場ではちょっと体が大きいので無理だという方で、八事の斎苑まで行かれた方が何人かあることを確認しております。それで、どうしたもんだらうかなと、舟入の斎苑の方が見通しがなかなか立たない現状で、いつまでもこのままでいいのかなということのを常々思っています。

まして、例えば今の現状のままあの施設の改修ができないか、いや、その協定があるようだと、いろいろなことをいろいろ考えて、しかし、そうかといって、いつまでもこれ放置するわけにはいかん、しかし舟入の方の協定とのかかわりで、これはいつのことやらわからない、舟入待ちでもこれはあかんじゃないか、何とかしなければと、こういうことを常々思っておるわけでありませぬ。

そこで、あそこの環境がどうかという問題も一つあります。これからずっとあの本町斎苑を続けていくという立場で考えたときに、あそこの環境はどうかという問題があります。それから、アイエスとのかかわりの問題で、将来的にどうだろうかなという問題もあります。それで、町といたしましては、先ほどの答弁だと、極力、舟入斎苑の方に一本化できるような方向で話し合いを進めているということでもありますけれども、私の判断は、今の考え方で進めておつては永久になかなか解決はできないと思うんですね。どこかでそこを打開することをやらないとあかんと思うんです。

一方、本町の方はどうかというと、一定の社会的条件の変化の中で話ができることがあるのかなということは最近どうもあるようではありますけれども、しかし、環境問題があるということがあると思うんですけれども、これらの問題を踏まえて町当局としては、これは一度根本的に検討を加えていく必要があるのではないかと私思うんです。あるいは、舟入斎苑の方を強行して、一本化するということが考えられているのかどうなのか。もし、考えられていない、話し合いを進めるとすれば、多分永久に無理でしょう、私は思うんです。先ほど、あきらめて、他の町村の施設にお任せしたらどうかというご意見もあります。これらも含めて、総合的に斎苑行政を一遍検討し直してはどうかというふうに思うわけでもありますけれども、その点の当局のご意見を承りたいと思うのであります。

それから、133ページ、先ほどの松本議員の、これ私は粗大ごみじゃなくて、ごみ処理全般にわたってでございますけれども、伺いたいわけなんです、特に私、最近ね、ボランティアじゃありませんけれども、ボランティアを志してやっているわけじゃありませんが、私は新聞の配達を週3日やります。特に金曜日はかなり広い地域を回ります。ポイ捨ての空き缶やペットボトルがたくさんあるわけで、私は一つ一つ拾う努力をしております。大体、家へ帰り着くと、自転車の袋にいっぱいだとか、自転車の前のかごに山にいっぱいになります。そういう点からいうと、このポイ捨て問題、何とか解消できないだろうかということを常々これは問題意識として持っているところであります。それで、その対策についてどうお考えになっているか承りたいと思うのであります。それが1点であります。

2点目は、やっぱりこれも私はボランティアでやるつもりはありません。県当局に強力に申し出ていただいて、あの新本町線の草、街路樹の下の草を県の責任で処理してもらいたいということを前も質問で申し上げたと思うんですけれども、なかなかからちが明かないので、私、妻の協力を得て、今、草むしりを年に2回、ことしは今2回目をやっているところです。

けれども、やっています。それで、これ何とかならないかということですね。

私は提案として、シルバー人材センターの皆さんにこれ希望もありました。県に交渉して、一定のあそこの管理料を払っていただいて、あそこを管理していただくわけにはいかんだろうかということ、これを前に提案したことがあるわけですがけれども、その点についてその後どうなっているのか。がちが明かないので、そうかといって放置できないので、草がこんなにもなりますからね、あそこでも。ですから、刈らずに根っこから取る努力をしています。

だれか、花壇で管理してくれるといいなど。あの新本町線の西側は花壇で管理していただいている方が結構いまして、草むしりするところはすっとなつて済むんですけども、東側がほとんど全部です、草むしりをしなきゃなりません。数えてみると30カ所ぐらいになります。ですから、かなり、1日ではとても無理です。いうことがあるので、これは何とかならないかということをお願いをしたいんですけども、このお考えを承りたいと思うのであります。

それから、全体の管理、町道もあるんですけども、私いつも思うんですけども、この前、前のそこのところでも年に一遍ぐらいしか刈らるので、草生えて、役場へ入ってくる正面の向こうから回ってくるところはほとんど草だらけになりますね。草で植木の姿が消えるくらいになります。そういう状況になるわけですがけれども、町全体の公有地の、行政改革の中では公有地をどんどんと、いや児童公園も廃止してどうするか、管理どうするか知りませんよ、その後の管理を。その考え方があるようですがけれども、そうすると町有地の管理について、これはもう少し考えないと、「きれいなまち 蟹江」にならないかと思ってしまうわけでありまして、その辺のお考えをぜひ承りたいと思うんです。

○議長 菊地 久君

どなたから。

○健康推進課長 西川和彦君

123ページの健康診査事業の関係で、40歳以上74歳までの健診については、平成20年4月から特定健診特定保健事業という方法に変わりまして、保険者がやることに義務づけられます。それで、この保健事業の中で行うのは、がん検診とそれから40歳以下の方の健診を行う予定であります。ですから、保険組合が国保以外のいろんな船舶とか自動車とか、いろんな保険組合がありますけれども、その中で40歳から74歳の方を保険事業者がやるんですけども、全員がその保険組合で、そのところまで行く居住関係もありますので、国保の方だけができるかどうか、それとも保険組合の方まで入れるのか、そこら辺は今協議中であります。以上です。

○環境課長 上田 実君

先ほど来から本町の斎苑の関係でご質問を承っております。ご指摘のように、本町斎苑は耐用年数というよりも、もう耐用年数は既に超えておると思います。なかなか、舟入のそう

いった問題対策協議会の方と話を進めてきておるわけですが、以前はその対策協議会の方たちとはいろんな要望がありましたので、それに対してやれることはやってきたわけですが、最近、平成16年、17年のところで、実は町としても、本町斎苑もそろそろ環境面からいってもよくありませんので、はっきりと舟入のそういった協議会の方には、町としては一本化をしたいということで話をしてまいりました。

それで、先ほどから議員言われますように、このまま話し合いを続けていくのであれば、いつまでというところは私どもも懸念をしております。実はそういった意味で、町として何をすれば、本町の部分が舟入斎苑に何とかなるんだろうかというふうな話を実はしております。その「何を」の部分がなかなか具体的なのが今のところ出てまいりませんので、地元の議員さんや町内会の方にご相談をしながら、その辺を打破したいということで、今、話し合いをしております。それで、強行するときはいつだという話にも、もちろん順番を追っていけば、そうなるかと思えます。今のところ、まだ強行のところまでは私としては考えてございませんが、いつかそういうときも来るのかな、視野に入れてはございます。まだ、今、強行をやるところまで至っていないように私は考えております。

次に、ごみの関係でご質問を3点ほどいただきました。まず、ごみ全体、小原議員、町の美化に対して、この場をおかりしてではないんですけれども、たくさんごみを拾っていただいております。また、新本町線のごみのところ、ごみというか、草のところも私の方は承知をしております。それで、全体にごみをという部分につきましては、やはり私としては個人のモラルが最終的なところにあるかと思えます。ただ、個人のモラル以前に、町としてできることは、毎年行っております一斉美化清掃が年2回ございます。あるいは、ボランティアがそれぞれのところで育ってきております。そういったところを私としては期待したいというふうに考えております。

また、新本町線の草、あるいは役場の回りの草に関しましては、まずはそれぞれの管理者がおみえでございます。まずは管理者に話をして、清掃をさせるのが肝要かと思えます。ただ、町といたしまして、草が生えて生えっ放しでいいのかという話もございます。環境課、うちのほうから、いろいろなところに申し立てをしたいというふうにも考えておりますので、ご理解を願いたいと思えます。

以上です。

○議長 菊地 久君

小原議員、斎苑の問題については、4人の議員さんからのいろんなご意見やご質問がありましたので、最後に町長の方から考え方を聞いて、この問題を前へ進むのか進まんのか、議会としてどうすべきかということ、結論を今後出していく時期があると思えますので、そのような取り扱い、これをさせてもらって、ほかの今の点の答弁についてでよろしいでしょう。答弁、町長がするという事。

(「いや、その辺のところを質問でやろうと思って」の声あり)

はい、いいですよ。

(「いいですか」の声あり)

ええ、どうぞ。

○7番 小原喜一郎君

時間がないので、私のこの質問だけで休議していただいても結構ですが。

じゃ、最初に研修の問題もありますけれども、まず、この斎苑の問題に絞って伺います。

私、今申し上げたのは、つまりはっきり言って、環境課長、舟入の斎苑の交渉に自信がありますか。あるとするならば、これを私は言いません。なかなか見通しが立たないから言おうと思っているんですけれども、もし見通しが立たずに、まだ長々と時間がかかるようだったら、本町が限度です、本町斎苑がね。だから、どこかで見切りをつけるか、新たな方針を立てるか、出さなきゃいかん。どっかじゃない、もう早い方がいい、早くに。今、その時期ではないでしょうかと、私は申し上げたいんです。

そこで、町長さんに伺うわけですが、斎苑行政についてのこれからの方向、どうしていこうとしていらっしゃるのか伺いたいと思うんです、これが。あと、3点目で残るやつをやりますので、とりあえずこれにします。

○議長 菊地 久君

じゃ、横江町長、12時になりますので、横江町長の答弁が終わったら休憩にいたしたいと思っております。

○町長 横江淳一君

長くなりますけれども、いいですか。

○議長 菊地 久君

ええ、結構です、どうぞ。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁を差し上げたいと思います。

斎苑の事業についてどう考えているかということであります。

実は、決して放置をしていたわけではなくて、町長就任以来、このことにつきましては、一本化についてはもう実は考えてあり、担当にその指示を出したところ、ご存じのように舟入斎苑のいわゆる協議会というのが存在をしております。これは先ほど担当が説明をいたしました。そして、今、本町の状況がどうなっているかという現状把握にまず努めた場合、ご存じのように、これも答弁の中にあっただけなんですけれども、福田川のいわゆる東の地域が今都市計画でもって宅地が急激にふえてまいりました。そんな状況で、年間に二度、三度、実は苦情が参ります。それは動物炉の燃焼から出た黒煙なのか、それとも二次燃焼室の異常でもっての異常燃焼での黒煙なのかということについての分析は、詳しいことはまだ調べてあり

ませんけれども、間違いなくA重油、燃料の濃さの問題、それから1日に3体までこれを火葬させていただきまますと、非常に無理があるということもわかってまいりました。それと、耐火レンガ自身の耐久性にも大変問題があるということもわかってまいりました。そうなりますと、地域の宅地化の問題もありまして、さてさてどれくらいのと期間もつだろうという、そういうシミュレーションも描かせていただきました。

そんな中で、まずはとりあえず、今現在ある状況で何とか延命をしたいということを考えてわけではありますが、それと同時に舟入の方への一本化ということも進めたいということで、協議会の方へ私、出向いてまいりました。過去の経緯として、これも担当から言いました62年に実はあの舟入斎苑ができていますわけではありますが、その中で文書のいろいろ取り交わしの中も精査をさせていただき、そして新しいといっても、もう20年たっているわけですね、舟入斎苑も。昨年度、バーナーの取りかえを実はやっております。このことも、そう新しい最新鋭の技術ではありません。が、しかし、本町斎苑と比べますと、はるかに新しいでありますもんですから、それと炉が2つあります。大小の大きさはあれども2つありますので、処理能力は十分あるというふうには考えておりますが、その過去の経緯の中で、斎苑に対しての進入路の問題、それから周辺対策の煙の問題等々も今いろいろクリアをしなければならぬ問題がたくさん出てまいりましたので、まずどれが問題になっているか、先ほど来、どなたかの議員にもありましたが、何が問題になるのか、何がポイントになるのかということ今一生懸命、地元の議員さん、そして地元の関係者の皆様とうちの事務局とが話し合いをしている最中でありまして、決して楽観視するわけではありません。落胆も持っていません。必ずこれはある一定の結論が出ると思っております。

が、しかし、本町斎苑が、高阪議員からの質問もありましたが、じゃ何年もつんだということもあります。専門家の意見を聞きますと、5年、6年、修理をすればもつであろうということも聞いておるんですが、その間に実はニッセンさんの跡地の問題、それからアイエスさんとの問題等々もまだ残っておりますので、5年、6年と言わず、今現在使える状態を何とかキープできるような維持管理をしていきたいと。そして、それをやりつつ、舟入斎苑の問題も何とか協議会の皆さんとお話をしながら、私も、今、事務レベルの担当でありまして、私が行くということはいつも言っておるんですが、ちょっと待ってくださいということで、地元の議員の皆様方にも話をさせていただいております。

そして、ご存じのように、蟹江町にはこの火葬場の運営協議会という協議会がございますね。これも、つい最近開かれていないということも実はわかっております。これはどうしてかということ、開かれる、諮問する問題をはっきり絞っていないわけでありまして、それも含めて諮問する問題ができれば、当然皆様方にもお力添えをいただかなきゃならないということも思っておりますし、最終的に今言った南陽町の方でも、今、斎苑の計画があります。もう一つ、地元の近くの愛西市の方にも実は斎苑の計画が今あるわけでありまして、最終、

折り合いがつかないとなった場合、地域にお願いをするということも、これはもう最後の場合ですよ、そういうことも視野に入れなきゃならないのかと。

しかしながら、せっかくお金を、皆さんの税金を使って舟入斎苑をつくったものですから、あれを何とか生かさん手はないだろうということで、今、一生懸命、折衝に当たっているわけでありますので、もうしばらくお時間をいただきたいのと、それとどこに問題点があるかということをお早急に精査して、また皆様方にお示しをしたいと。今そういう段階でありますので、何とぞご理解をいただきたいというふうに思っております。できれば、今2,000万円かかっているものを、ランニングコストを半分とは言わないまでも、何とか一本化すれば、もう少し効率的に運営ができるのではないかなということも考えておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長 菊地 久君

暫時休憩をいたします。

午後1時から再開をいたします。

(午後 0時03分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 菊地 久君

お知らせいたしますが、奥田信宏君より30分ほどおくれる旨の申し出がありましたので、許可をいたしました。

では、引き続きまして、衛生費の関係でご質問の方。

○7番 小原喜一郎君

3回目ですので。

町長さんの説明でよくわかりました。ただ、私はやっぱり困難な状況がありますものですから、どこかの時点というよりも、早い時期に斎苑行政の転換を図る必要があるのではないかと、先ほど提起させていただいたと思うんですけども、その点では、私も斎苑審議の委員会の委員でありますけれども、その辺でも論議を重ねて、この転換を図ることについての議論、そのことも日程にのせた方がいいじゃないかと私は思うんですけども、その点について、できたら伺いたいと思えます。

それから、保健事業ですけれども、ここで私、確認したのは、一般会計で組まれている予算でありますので、保健センター、たまたま私これ国保の通知文を読み上げたんですけども、これとこれでは違うんですなということを確認したかったわけですよ。違いますよね。

違うから、じゃ、それで国保で行われている健診とこの健診と中身がまるっきり違ってい

るかなど。ここではやっていただく方々が変わるわけですから、その点では同じ内容でやっていただくのか、それとも、そうでなければ補充する必要があるんじゃないかということがあるので、伺っておるわけであります。ですから、その違いをできたら教えていただきたいということですね。

それと、もう一つは、国保のここの通知文では国保の方でやっていて、あの方々はそれぞれの政府管掌保険やあるいは組合保険など、共済保険などでやってもらうことになっているのだというふうになっているんですけども、そこから漏れる人もあるんですね、中小・零細企業などで働いておるような方々で。政府管掌保険になっておっても、なかなかやっていない企業もあるみたいなんで、四、五人だとか、六、七人だとかいうような企業ですね。そういうようなところで漏れる方々についてどうするかということについて、ちょっと聞いておきたいのであります。

それから、ごみの関係でありますけれども、ごみは、環境課長、私思うんですけども、この新本町線はこれは何としても、私、それはボランティアで組織をつくって云々ということも、あなたから資料をいただいてあれしたんですけども、私自身呼びかけになって中心になってすると、総括でその組織を維持したりしていく、私、時間的余裕がないんですよ。ですから、しょうがない、当面はボランティアと、こんなことを思っておるわけですけども、やっぱりボランティアをあなたの側で努力して組織していただければ、それはありがたいんですけども、でないとするば、やっぱり県の責任ですからね、何ていったって。だから、県に思い切って働きかけて、一定の管理料を出していただいて、シルバー人材センターにやっていただいたらどうだろうかというのが私の提案なんです。その辺をご努力いただけるかどうか、承りたいわけであります。

それから、もう一つは空き缶です。最近、空き缶を集めて歩く人がふえました。私、朝早くから歩くものですから、よくわかりますが、ふえました。しかも、町の集積所でしっかりちゃんと網の袋へ入れてあるやつまで引っ張り出して、持っていかせているところも目撃しています。その方々の暮らしのこともあるだろうで、私はたまたま自分が集めてきたというか、拾ってきたやつを、空、落ちているのを、これをあげるわと言ったんですよ。そしたら、しかられちゃってね、そんな、おれはそれほど飢えとうせん、こう言ってしかられちゃいましてね。そんなこともあったんですけども、これはつまり一定のこの方々の取り締まりをするのか、それともこの方々にも依拠するのか。中には、わざわざ名古屋から来ている人もありましたよ。それで、私、忠告するんですよ。ここのやつはいかんよだとかね、言うんですよ。そんなこと当たり前だといってお話ししたんですけども、わしは名古屋から来ておると、共産党支持者だよというようなことを言われまして、ええっていう話です。

そんなことがあったんですけども、これはやっぱり方向として取り締まるのか、この方も一定の方のうちから依拠するのか、この方針はきちっとすべきだと思うんです。通達だと

か何か必要でしょうし、いや、そういうことも必要ではないかと私思うんですよ。いや、けんかになっちゃいましてね、私が好意でそう言っておるのに何だって、私も言いたいもんですから、あったんですけれども、この空き缶の回収の問題は少し整理する必要があるんじゃないかと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○健康推進課長 西川和彦君

保健事業の関係であります。平成19年度までは老人保健法に基づいて、国と県の補助金をもらって町の金で行っています。それで、20年度からは健康増進法に基づいて、特定健診特定保健事業者以外、漏れる方をどのようにするかということですが、郡内の健康保険とそれから健康管理と弥富の課長が音頭をとって、みんなで一度どういうふうにとったらいいか、今までは郡内の保健課の関係で基本健診を項目すべて各町村の意見を入れてやってきました。ですから、その意見をもとに、今度は健康保険組合とそれから介護関係の課長も3担当課長が各町村集まって、今後どういう健診を、項目も含めてですけれども、やっていくかということは今検討している段階であります。ですから、小原さんが言われた漏れ者に対しても、今後どのようにしていくか詰めることになっていきますので、もう少し時間をください。

（「健診の中身はどうなの」の声あり）

中身も一緒です。そのときに、今までの健診内容と国保に変わってから健診内容を大幅に変えるというのも、町民に、お金のこともありますので、そこら辺は検討させてください。

以上です。

○環境課長 上田 実君

それでは、新本町線や県道の草の関係でございますが、ボランティアの育成はもちろんのことというわけでございますが、県への働きかけでございます。実は、こちらの方は私どもと建設課、産業建設部の方と相談をいたしまして、もちろんのこと、県には働きかけはしていきたいというふうに考えてはおります。また、ボランティアの育成につきましても、愛知県には愛・パートナーシップというそういった組織もございますので、活用をしていただけたらなというふうにも思っております。

もう1点のご質問のごみ収集場所からごみを持っていく件につきましては、以前からもあったわけですが、もちろん蟹江警察ともタイアップをいたしまして、一緒になってやるというところまでは現在はいっておりませんが、こういったケースがあるという相談はしております。ただ、警察もなかなか微罪でございますので、重い腰が上がらないのも事実でございます。先ほども松本さんからご指摘のありましたように、粗大ごみみたいな大きなものは、大きなものというよりも、粗大ごみがあくまでお金、まだ300円というものが張ってございますので、そういったものは今後警察とタイアップしながら、抜き取りの注意等をしていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

(発言する声あり)

○町長 横江淳一君

日程の考え方ですか。

(「つまり斎苑行政をその2つじゃなくて、場合によってはこれ全部廃止して、よそへお願いをすとかとあるわけで、斎苑行政そのものの転換を検討する必要があるんじゃないかということ」の声あり)

いや、先ほど午前中に答弁させていただきましたが、今現在、例えば終着駅が決まっておって、そこに向かって今走っているということではなくて、先ほど言いましたように、近隣ではそういう動きがあるやに聞いております。最終的にそういう方法に行くのか、それとも、せっかくうちにそういう施設があるのに、それをほうってよそへ行くのはいかがというそういう意見も絶対出てくると思うんですよね。そういう話し合いもまだしていない状況で、その終着駅を目指すというのはどうかと思います。ですから、今現在は、大変申しわけないんですが、本当に話し合いが既にその前からやってあればよかったんですが、いろんなずれもありましたもんですから、平成17年度から今これ話をさせていただいております。

また、議員の皆様方を含めた運営協議会の中に諮問をさせていただくにも、その諮問をする内容がはっきりしていないと、皆様方にご協議いただくことができませんので、それも含めてご提案をさせていただくことが間もなくお出しできると思います。その状況を今地元の議員さんを含めた話し合いを舟入の方ではさせていただいているというのが現実でありますし、本町の方については、今現在の状況を何とか持続をさせたいと、絶えず環境に配慮をしながら使っていきたいというふうに思っておりますので、いつこれを例えばなくするかということではなく、とにかくタイミングを見て、そういう結論が出次第、皆様方に諮問して委員会を開くということになるかもわかりません。もうしばらく、これもお時間をいただきたい。ただし、そんなに長い期間をこれからはかけられるものではないということは理解いただきたいと思います。

○議長 菊地 久君

ほかに。

○14番 山田乙三君

14番 新政会 山田乙三です。ページ数は137ページの一番上ですけれども、ごみ減量機器設置費補助金77万4,000円というふうに計上してありますが、ごみ減量については、最高3万円の電動ごみ処理機の補助金を出しているということで、最近では2万円でしたかね、下げられたと、補助金を。それで、1つは電動ごみ処理機のいわゆる進捗ぐあい、ことしの件数は、いわゆる18年度は何件であったかと。それから、トータルで件数はどうであったか。というのは、ごみについては行政として避けて通れない、減量というのはもう最大目標でして、そういう中でまず一つその点をお聞きして、もしその伸びぐあいが悪ければ、広報等を

通じて町民に協力をお願いせなあかんと、こういうことですがけれども、まずその1点、すみませんが、お願いします。

○環境課長 上田 実君

137ページのごみ減量機器設置費補助金の関係でございますが、平成18年度は77万4,000円でございます。こちらの内訳といたしましては、基数としては38基でございます。平成17年度の時も基数は同じです。金額の方は、17年度は84万円ほどございました。金額の方は平成18年度の方が少し下がったわけですがけれども、基数は同じでございます。

あと、総トータルの基数はということにつきましては、ちょっと今、手元に資料等がございません。大変申しわけないですが、以上です。

○14番 山田乙三君

ありがとうございます。コンポストもということと言いたかったんですけども、急なことで資料をお持ちでないかもしれませんから、それはいいですが、もう一つは蟹江町全体を眺めてみますと、あっちにビル、こっちにビルと、非常にビルラッシュですね。具体的には、本町スクエアというんですかね、あそこにも一部入居してみえる方もありますが、まだ建設中のところ、すぐお隣のニッセンは地形的にも非常にいいですし、皆さんご存じのように高層ビル等がいわゆるテナントも含めてできるやに聞いておりますし、また富吉の方でもエスワンの跡地に11階のビルが来年の3月に向けて今工事中でございます。

何を言いたいかといいますと、ああいう集合住宅におけるごみ対策、もう以前にも申し上げましたけれども、私、個人的には港のエスポア東海橋というところに行きまして、マスコミやら新聞等でかなり取り上げられて、名古屋市がごちゃまぜにしていたときに、あるとき、どんと分別をしたというところで、非常に自治会長さん初め管理組合も困ってみえた。私も実態を眺めていまして、東邦ガスがバックアップで道路際にステンレスで非常にきれいな大きな電動ごみ処理機がございます。それで、それ以後、私が意見を申し上げた時期に、実際に現地へ見に行かれたらどうか。その背景にあるのは、例えば集合住宅で200世帯があれば、それぞれが蟹江町の助成金を使って、全部がお隣もお隣も電動ごみ処理機というのも芸がないんじゃないか。これからのごみ対策としては、そういう港にある電動ごみ処理機、こういうのが知恵じゃないかなと、私もそう思っております。24時間対応なんですね。

それで、そういうのがもう後手に回ってへんかなと。もうあちこちビルできていますね。だから、業者さんに聞きましても、そんな話が逆に私は業者の方から、こういうのを導入したいが、環境課さん、助成金いただけるんだろうか。多分お断りになられた経緯が私はあると思っています。ですから、業者に言われる前に、行政としてこういうことをしていくんだと。これをやらなければ、なかなか集合住宅におけるごみの減量も後手後手を踏むと、こういうことだと思いますよ。もうとにかく本町のあたり、それからもう一つは尾張中央あたり、今またビルができていますし、富吉のあたりもビルできていますし、既存の集合住宅とて、

そういうことなんで、これからごみをどういうふうに少なくしていくかという知恵の一つに、私はエスポア東海橋のそういう熱処理による電動ごみ処理機、大型電動ごみ処理機が定番、普通じゃないかなと。

ただ、運用面に当たってはいろいろ、大きなメリットとそれから処理の問題で若干ありますけれども、それも必ずクリアできると私は思っていますので、その辺の環境課としての取り組みぐあい、これから先に向けての施策ですね、ごみ減量に対する。例えば広報に広く呼びかける方法もございますし、くどくですよ。これはごみ処理費として5億6,000万円ほどですか、これ計上されていますけれども、これどんどん減るんじゃなく、ふえていく傾向にあるんです。つい最近マイバック運動というのが、私は以前一般質問しましたけれども、ようやく火がついてきて、もうやらなあかん、余分なビニール袋は使わないようにしようと、こういう運動、有料化運動も出ていますし、それ見たこととは言いませんけれども、環境課が中心になって、環境課の職員さんが、優秀な方々が知恵を絞って、ぜひともこういう施策をしていただきたいと思いますが、どういってお考えかお聞かせください。

○環境課長 上田 実君

以前から、山田議員にはエスポア東海のお話をさせていただきました。私も一度見に行きました。実は、このエスポア東海は議員が言われるとおり、東邦ガスがバックアップをさせていただきます。実際に利用者にも聞いてみましたし、物も見させていただきました。私の第一印象ですけれども、やっぱり場所が場所ですので、その時点ではいいんですけれども、実際には相当大きな施設ですので、若干においを感じました。それと、使ってみえる方にお話を聞きますと、なかなか運営費だとか維持費、お金が余分にかかるということも聞いております。それはさておいて、確かにごみの減量につながっておるようには私も感じました。

ただ、蟹江町といたしましては、平成19年度、皆さんにもっとごみ減量機を使っていたらこうということでアピールもしております。ただ、金額としては下げたのも事実でございます。今後、議員の言われるそういった大きな集合住宅での業者さんからのお尋ねにつきましても、今のところ、大変申しわけないんですけれども、私としては聞いておりませんが、一つの材料だというふうにも感じております。もう少し今後は勉強していきたいなというふうを考えております。

以上です。

○14番 山田乙三君

ありがとうございます。当然マンションを建てる場合に、いわゆる売る場合、特徴を出すわけですね。例えば課長の家で、例えば夏ですとスイカを食べて、流し台に置くか、せいぜいベランダに置くか。今、匂いと言われましたけれども、電動ごみ処理機の原理というのは加熱して水と炭酸ガスに分けるか、あるいはバイオ、菌ですね、それによって分解させるかのどっちかなんですよ。これはどちらにもおいが、バイオの方はおいがしますし、におい

がゼロというのはそれは無理なんです。ですから、道路際に設置してありましたでしょう。だから、住民が臭気によってどうだこうだというのは私は余りないと思いますし、それからそれぞれがマイキーを持ってきて、24時間対応なんです。お父さんに下へ捨てていってと、夜中の1時、2時でもやれますよ。ということは、いたずら防止なんです。それをやることによって、カウンターがいわゆるカウントされるんですよ。

それで、今、費用の面と言われましたけれども、せいぜい私が聞いてきたのは1世帯コーヒー1杯分ぐらい、300円から350円。確かに今ご指摘のように、昔はゼロでした。コンテナにもうごちゃまぜでしたね、名古屋市さんも。もうむちゃくちゃの最たるものです。それがああいうときにどんとそういう厳しいことをやって、名古屋市の環境局があたかも自分がやったようにして、NHK初め新聞にぼんぼんやって、行政視察を受け入れて、もうその町内会長さん始め、いいかげんにせなあかんなんて悲鳴を上げてみえたんですが、微に細にわたり私聞いてきましたので、その辺の運用上は私は問題ないと思っていますし、また1つは、これからもビルもできてきますし、そういうことで環境課として例えば業者から申し出があった場合、ものさしはつくっていますか。いいえ、まだですなんて言って、今のこういうご時世ではそれはだめでしょう、はっきり言って、現実。もうそれこそ何年おくと私、年数まで言いませんけれども、おくらせていますでしょう。環境課として、考え方として、こう考えているんだと。集合住宅におけるごみの減量の1つはこういうものだと。それから、一般農家の家庭、戸建てについてはコンポストも有効ですね。ちょっとぶどまりしていると私は見えていますけれども。そういうことの施策をやっていたかかないと、業者にぐずられますよ、はっきり言って。

そういうことで、もうあそこも、あそこもというより、逆に環境課の方から、来た場合に、どうですかぐらいのことを言ってやってもらえんではないでしょうか。これはもうきのうやきょうじゃないですけども、そのくらいのことをやっても罰当たりません。環境課の職員、何人おられますか。そういうことをテレビでもやり、新聞でも報道され、こうやってやってもう何年かたっておるんですよ。もう数年たっていますよ。ですから、蟹江町はこれからニッセンの跡地もできます。もう既に富吉はおそいですね、はっきり申し出があっても。そういう建屋の中に組み込むという形になりますので。ですから、これから、それじゃ私も電動ごみ処理機持っていますけれども、そういう方が集合住宅におられたら、一括でやった場合に、旧のごみ処理機を回収してくれるのかどうなのか、そういうことの施策まで、細かいところまでやってあげてちょうだいよ。できんはずないでしょう。それを中古品としてまた欲しい方に分けるとか、いろいろ考えはめぐりますよ。

ぜひとも、日ごろご苦労さまでございますけれども、そんなことはそんなに頭使わなくてもできるはずなんで、ただ一つ、やる気があるかないかの違いだけで、これはもうあちこちにビルができるわ、失礼だけれども、手をこまねいて見えませんけれども、前から私盛んに

申し上げていることなんで、早晩、いろいろと民生部長ですか、環境課だと上の方が。相談をされて、施策を導入することを要望し、終わります。

○議長 菊地 久君

ありがとうございました。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、4款衛生費を終わります。

ここで各課長等の入れかえを行いますので、暫時休憩をいたします。

(午後 1時24分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時27分)

○議長 菊地 久君

続いて、5款農林水産業費、136ページから147ページまでの質疑を受けます。

○15番 伊藤正昇君

141ページ、町民菜園使用料及び借地料33万2,314円、この件についてちょっとお尋ねをいたしますが、これは大体何平米ぐらいで借りられておるのか。また、うちの方でも大分畑が余っておるところもありますので、今後、団塊の世代で人が遊んでおる人もあるので、もっとPRをしてほしいのと、これ今、平米どのぐらいで、貸しておる人と借りている人がお互いにバランスがあると思いますけれども、その辺をまず1点伺っておきます。

○農政商工課長 山田晴雄君

町民菜園につきまして、私の方からご答弁させていただきます。

蟹江町に町民菜園、今2カ所持っております。八幡と道西に1カ所ずつ持っておるわけでございます。八幡につきましては21区画、1区画20平方メートルということで21区画、道西につきましては同じく1区画20平方メートルでございますが、41区画持っております。地主さんからお借りしている土地でございますが、八幡につきましては762平方メートル、道西につきましては1,113平方メートルということで、全体でいきますと62区画分でございます。

そこで、平成18年度につきましては、申し込みにつきまして63名の方の申し込みがございましたが、抽せん当日に62名の方ということで、ちょうど満杯ということで終わったわけでございます。たまたま、平成19年度のお話をしますと、62区画のうち61人の申し込みということで1区画余ったわけでございます。途中で借りたいという方が見えましたので、途中でございましたが、お貸ししたという事実でございます。

今、毎年、広報で募集をするわけでございますが、2月広報で申し込みを受け付けるということでございます。ただ、お借りになる方が継続できないということがありまして、なか

なかお貸しするに当たって単年のお貸しということで、4月1日から使っていただきますが、あけるのが3月20日ということで、通年作物ができないということで、なかなか難しい面もございます。ただ、今のところ、この町民菜園の申し込みにつきましては、ほぼその区画数ぐらい、同数ぐらいの申し込みということで、ただ団塊の世代ということになってきますと、これからのことでございますが、こういう余暇利用というのがふえてくれば、当然ながら、これは考えていく必要があろうかと私は思っております。

土地の借地料ですか、これにつきましては、道西につきましては18万5,000円程度、八幡につきましては14万6,000円程度のお支払いをしておるということで、単価的には平米当たり100数十円、200円にいかないような金額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(「使用料は」の声あり)

1区画5,400円でございます。

○15番 伊藤正昇君

それで、団塊の世代がふえてくると、多少はこれふやさないかんと思うんだけど、何で単年度でやらなきゃいかんかという理由はちょっと、単年度でつくれる、例えば4月1日から3月31日までということになると、つくれるものが限定されちゃうでしょう。せめて3年ぐらいの契約にせんと、そんなのは本人も自由で1年でいいわという人は1年でいいんだけど、それはね。はっきり申し上げますと、ラッキョウでもつくろうと思うと1年では何も取れせんから、その辺のところをもっといろんな観点で、団塊の世代の人はもう素人でやる人だから、農業サイドの人たちに協力を願って、講習会とかもっと幅広い見地で考えてもらわんといかんかと思いますが、その点、課長はどうですか。

○農政商工課長 山田晴雄君

今までの段階でいきますと、余暇利用ということで、1年、単年でやってきたわけでございます。ただ、通年でやりたいなという人が、これが本当にいいのか悪いのかわかりませんが、農家の方からちょっとお借りして通年でやってみえるという人もあろうかと思えます。今後につきましては、団塊の世代の方の余暇利用ということで、通年でできるような方向も一つ検討していかないかんだらうというふうには思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします……

(「講習会」の声あり)

講習会でございますか。講習会の面につきましては、地域の農家の方々のご指導を願っていくということで、伊藤議員さんの方もひとつよろしくお願いをしたいと思います。

○議長 菊地 久君

ありがとうございました。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、私もその1点で伺うわけでありますが、今、朝市をやっていますよね。毎週土曜日、日曜日。土曜日はこの裏ですね、公民館前と農協ですね。日曜日は富吉のグリーンハイツでやっておるようでございます。私は、農業の皆さんと一緒にやっていらっしゃるわけですが、この皆さんとこの菜園をやっていらっしゃる皆さんとの協働をさらに進めて、都市近郊農業として、野菜、果物の作づくりの発展を目指す必要があるんじゃないかなと、こんなことを思うんですよ。

そんな位置づけができないか。この朝市をもっと発展させて、今本当に盛況ですよ。私、毎週行きます。行くというよりも、たまたま新聞配ってくるものですから、そこへついでに寄っていくわけですが、皆さん活気がありますわ。非常にいいんですけれども、これがさらに発展するとなということを私思うんですよ。

私、前に林議員と2人で成田市へ視察に行ったことがあるんですが、ここの場合はまさに都市近郊農業として、道の駅もそれとあわせて発展させるようにしておるんですね。道の駅には、作づくりをした皆さんがみんなコンピューターで登録してあって、番号だけつけた自分の野菜や果物も置いておくだけで、そこで売れたものは全部コンピューターで処理して、返してくれるふうなシステムになっておったようなんですけれども、そんなふうにして、つまり東京周辺では産地直送という運動もありまして、大いに発展しているわけですが、そんな方向を目指していけないかなと。これはまちおこしの問題として位置づけて、やっていくことはできないだろうか、こんなことを思うんですけれども、どんなお考えか。

今は、菜園をやっている皆さん、朝市をやっている農家の皆さん、全然別個でつながりがありません。これを結びつけて、協働して、このまちづくりの方向へ向けて発展させていくという、そういう取り組みにならないかなということをおもうんですけれども、いかがでしょうか。

○農政商工課長 山田晴雄君

多分、お答えにはならないと思いますが、ただ、今現在、朝市をやってみえる方、農家の方なんです、相当お年の方もいってみえて、ただ、その後継者の方々も農業に従事してみえるかという、なかなかそうでもないような気がいたします。ただ、町民菜園につきましては、本当に家庭菜園程度の自分の楽しみでやってみえます。そんなに多くの種類のものができるわけでもございませんし、分担してつくるというわけにもいかないと思います。

ただ、これにつきましては、今後の農業のあり方として、ひとつ検討をしていく必要もあるかと思っております。ただ、うまくいけるかいけないか、ただ、兼業農家、農業の方も後継者がだんだんいなくなって、つくり方もだんだんわからなくなっていくというのが事実だろうと思っておりますので、この辺は一つ、検討課題ということでいただいております。ひとつよろしく願いいたします。

○7番 小原喜一郎君

検討課題ということではなくて、これは例えばですよ、後継者育成の問題につきましても、やっぱり蟹江町の農業、将来的な展望が見定まらないと、なかなか後継者が育つもんじゃないんですよ。だから、展望を見出していただく、あるいは町としても指し示す、そういう農業政策が大事じゃないかと思うんですよ。都市近郊農業として発展させていく余地はないかどうか。そうした中で、農業の皆さんの農業再生といいますか、そういうものをつくり上げていくと。もちろん米づくりも大事ですけども、この地域でいえば、やっぱり都市近郊農業といえば、それは野菜、果物じゃないかなというふうに思うんですよ。

そういう点で、もしそういう菜園づくりの皆さんと農業の皆さんと結びついたときに、お互いに話し合いがあって、新たなまた展望が開けてくることもあるんですよ。ところが、公務員というのは御身大切に、なかなかそういう冒険的なことをやりたがらないから、研究課題にしましうぐらいでお茶を濁して終わりにしちゃう傾向があるわけですけども、そうじゃなくて、やっぱり思い切ってこの蟹江町の都市近郊農業ということも考えてみようじゃないかと。これはやっぱり農政商工課の使命ですので、後でまた商工の関係でも申し上げたいというふうに思うんですけども、つまり農政商工課の活動の分野というのは事務やっているだけじゃなくて、そこらが大変重要なところなんですよ。そのところを思い切って、もちろんよく研究していただくことも大事ですけども、ベテランになっていただいて、そういう方向での研究ができないかどうか。私は、私なりにこれ意見はあるんですよ、いろいろとね。あるけれど、自慢話をしてもしょうがないで、ぜひ研究をして、あなた方なりの一定の方向を出していただいて、そこで論議するといいじゃないかなと思うんですけども、そんな方向で目指していかないと、私ここで出したって論議にならないんですよ、その気がないということになっちゃうと。だから、それで、その方向へ向けてのご努力、ないかどうかちょっと聞いておきたいんですよ。

○議長 菊地 久君

提言として受けておけばいいでしょう。いいでしょう、答弁あるの。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それじゃ、今、蟹江町の農業施策の中で、都市近郊型の農業の転換はどうかというお話でございませう。先ほどおっしゃいましたように、町民菜園、朝市、コラボレーションですね。町民菜園は私もまず入門編だと思っております。朝市になれば、これはもうプロに達した状況になりまして、それぞれ皆さん一生懸命やっておられます。道の駅などにも今は生産者の名前が入りまして、その名前が入ったことによってたくさん売れると、やっぱり励みもできますし、収入につながります。これは大変いいことだと思っております。

私としましても、蟹江町は田んぼの方もなかなか生産が難しいところにありますので、そういう畑への農業の転換も、ある意味ではやっていかなきゃならんだろうと。そうしたときに、こういう生産者の励みのためにも、そういう仕組みをつくっていかなきゃならないと、

これは十分考えております。

それと、あと朝市の方たちのもっと利用の方法としましては、例えば町長もいつもおっしゃっていますように、足湯での朝市の開催だとか、もっと広くオープンに皆さんにわかっていただけるような、そういう機会をどんどんつくって、そういう目を向けさせることをこれからは考えていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○町長 横江淳一君

今回、私が手を指して挙げられたわけじゃないんですが、ちょっとフォローさせていただきます。

実は、先ほど来言いましたように、蟹江町の考え方として、まちづくりにどうだという話をちょっとおっしゃいました。まさに今部長が答弁をしたとおりで、実はご存じのように足湯をオープンしたところで、11月18日、間近に迫っておりますが、1周年を迎えることになります。それで、皆さんお聞き及びいただいている地産地消という言葉が聞かれます。それで、この地域は例えば特産のイチジクだとか、それから蟹江町特産のいろんな野菜、春野菜、夏野菜いろいろあると思うんですね。それを今、富吉町の三角公園、それから農協、役場で定期的に即売をやっております。大変評判がいいということも聞いておりますし、それを今度1周年に向かって、足湯の場所で夜市になるのか朝市になるのかちょっとわかりませんが、町民の方に広くこれを知らしめたいという、そういう試みを一遍やってみようかなと。

そして、先般、一般質問で山田乙三議員の方からご質問いただきました、いわゆる川の駅構想も我々も持っておるんだという話で、議員の皆様にお示しをさせていただいたんですが、まだ予算措置等々そこまで具体的なことは言うてはおりませんが、蟹江町のものをとにかくアピールをしたいんだと、それをまちおこしに近づけていきたいんだという考え方の中に、この農業政策というのは重大なかかわりが私はあると思っておりますので、それも含めて、今考えていきたい。ただし、今言った家庭菜園とそれから農業の専門家とは若干、部長が答えましたように、ちょっと開きがあるような気がいたします。

ただ、来年、再来年に向けまして、団塊の世代の方が蟹江町に帰ってまいります。そして、我々ボランティアをやっていただける方を募るべく、例えば還暦式だとかというのも今度は企画をしたいというふうに思っておるんですが、その還暦式の中でその団塊の世代の皆様方に、「これから蟹江町に帰られて何がしたいんですか」というようなアンケートも実はニーズをとりたいたと。そんなことの中で農業をやりたいという方があれば、先ほど来、伊藤議員から話がありましたような、地域の皆さんに土地をお貸しいただいて家庭菜園を広げるのか、それとも第二の人生として自分が農家を再度やりたいというような方がお見えになれば、それをまちづくりに生かしていけばいいのかなと、今そんな段階でありますので、何とぞご理解をいただきたい。まちづくりには十分活用できるというふうに考えております。よろしく願いしたいと。

○議長 菊地 久君

じゃ、ほかに質疑がないようですので、5款農林水産業費を終わります。

続いて、6款商工費、146ページから151ページまでの質疑を受けます。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、商工全般の話になってしまいますので、必ずしもどのページというふうに言いませんけれども、私は今の農業とまたもう一つ商業の発展、これまでに大事な分野でございますので、今、大型店が来るなんていう話があるけれども、ますます零細な商店の皆さんが追い込まれるだけと、こういう状況が展開されるわけですね。

そこで、蟹江の商業を守るということは非常に重要なことになるわけですが、一つ私はそういう中で、やっぱり商業の皆さんを元気づけるためにも、例えば一般質問の中でも提案をさせていただいたわけでありまして、郷土物産の開発ですね。私、伊那谷に旅行に行ったときに、そこでイチジクの揚げ物を食べさせてもらったことがあるんですよ。あれ、イチジクの揚げ物なんていうのがあるんだなんて思いまして、なるほど、これも開発の一つなんだなということを思ったんですけれども、蟹江ではイチジクばかりじゃないですね。佐藤繁さんが一生懸命行ってみえるあれは何とか芋といいますね。あれもそうだと思いますけれども、郷土の産物はいろいろあるわけで、それをいろいろ工夫すると、また一つの商品化したりすることもできるわけで、そういうことも研究したりして、これも農政商工の仕事のうちですからね。事務だけやっておるだけではいけませんよ。そういうことになるというふうに思うんですよ。つまり、蟹江町のお百姓さんも商業の皆さんも元気になっていただくということは農政商工課に背負わされているわけですからね、非常に重要なことだと思うんです。

だから、そういう点で、その辺のところを大いに研究していただいて、郷土物産の開発もやっていただいて、だんだん蟹江町に外から人が集まってくる、そういう環境をつくり出していく必要があるんじゃないかと。これは単にどこの課が頑張ったからできるもんじゃないんです。役場全体がそういう方向に向かって、1つになって頑張ることが大事だと思うんですね。そういう方向での体制はできないかどうか、商業の発展の方向でもそういう取り組みができないかどうか伺いたいんですよ。

○産業建設部長 河瀬広幸君

今度は商工業の活性化の絡みでお話がありました。農政、商工絡めて、常に蟹江町の物産も含めたアピールですね。イチジクの揚げ物、これも私食べたことありませんが、多分想像するだに一遍食べてみたいなと思っております。蟹江町もいろいろな物産がありますので、その辺は私、まちづくりの中でも、先ほど言いましたように、どんどんアピールする場所を設けまして、商工業、それから農業を結びつけたその発展ができるようにやりたいと思っています。また、商工部の方も、がんばる商店街という制度もありまして、いろんな制度の中

でどんどん町の方がサポートできれば、ますます活性化していくんじゃないかというふうに考えております。

○7番 小原喜一郎君

要望だけ申し上げたいというふうに思うんですけども、私、実は朝市へ行くのは、私が買い物をしたいだけで行くわけじゃないんです。お百姓さんの皆さんと触れ合いたいと。触れ合う中で、いろんな考えが浮かぶだろうと、いろんなご意見も伺うことができます。知り合いもできます。知り合うからこそ、やあやあという話ができるようになります。そうでないと、あれは日本共産党の小原だから、ちょっとちょっと、こうなっちゃいますので、そういう中でやっぱり本当に親しく話ができるようになっていただいて、その中でいろんなご意見を伺うという、そういうことを思って意識して朝市にも行くわけでありますけれども、職員の皆さんもそうやって外へ出ていただいて、商業の皆さんが、あるいはお百姓の皆さんがどういうお考えかと、どこで行き詰まっておるか、そういうことを発見する努力をさせていただく必要があると思うんですよね。机に座っているだけはいかんと思うんです。

そういう意味で、これは私は苦言じゃありませんよ。私の積極的な意見で、この役場の中をぜひそんな方向に向けて意思統一していただくといいなと思う意味で発言するわけですけども、ぜひその方向へ向けてそれぞれがご努力いただきたいと、こういうことを要望したいと思います。

○議長 菊地 久君

ありがとうございました。

ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、6款商工費を終わります。

続いて、7款土木費、150ページから169ページまでの質疑を受けます。

どうぞ。

○6番 林 英子君

林英子です。153ページの放置自転車駐輪場対策事業のところでお聞きをしたいと思いません。

私は、ある人から困ったことを相談受けました。それは自転車です。その方は生活保護を受けていらっしやって、しかもどこへ行くにもお金がないので自転車を使っている。それが、自転車が壊れちゃって何ともしようがないけれども、林さん、町に余った自転車ないだろうか、世話してもらえないだろうかということでした。じゃ、私が役場へ行って、ねえ、自転車ちょうだい、「はい」というわけにいかないの、じゃ、そういう場合に蟹江町に放置している自転車がどうすればその人の手元に行くことができるのか。何としてもその人に、本当に私は買ってあげるほどの財力はありませんので、あそこに置いてある自転車をその人の

手元に届けてあげたい、そういうふうにはありますが、そういうことができないものかどうか、そしてそういうふうな決まりがあるのかなのか、勝手に持っていくわけにはいきませんし、この際、きちっとどうすれば手に入るか教えていただきたいと思います。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

放置自転車を無償で譲り受けができないかというお尋ねでございます。

現在、町ではそういったことはしておりません。無償でという話になりますと、近く近隣の町村で、今現在、私、調べた中では、無償でのお譲りをしておるということは情報は得ておりません。ただ、ご存じかも知りませんが、広報等でもお知らせをしておりますが、海部地区環境事務組合が行っております八穂のクリーンセンター、こちらの方で年に2回ほどだと思いますが、ことしも6月ぐらいの広報でお載せしておるんですけども、無償でお譲りをしております。ただ、これはご希望の方すべてというわけじゃなくて、抽せんでお渡しをしております。しかも、年に限られた一、二回の回数ではございますが、無償でということになりますと、こういった制度といいますか、状況もありますので、こちらの方、現状ではこちらの方をご利用いただくという方法しかないと思います。

○6番 林 英子君

尾張中央道の下なんかにはたくさんためてありますね。あれ、お金を払って始末するんだっただらば、本当に1台ぐらい、私はその人にあげてほしいし、年2回しか八穂センターで、私やっていること知っています。たんすも置いてあるし、それは立派なものがあります。取りに来てくださいということを知っていますけれども、本当に今、この方は自転車がなくてどこにも出られない。しかも、病を持っているということで、病院へどこへ行くのにも、この前も応答がないので、どうしたのと言ったら、県庁まで自転車でやってきたと。よう行ったなと思ってびっくりしたんですが、その後、自転車が置いてあって、だから自転車をあげたいんです。あげたいけれども、ずっと病院に通わなければならない人です。そういうためにも、それだけたまっている自転車、お金を出して始末してもらったら、本当に私がお巡りさんのところへ行ってきてもいいので、1台欲しいなというふうには思います。1台でいいです、とりあえず。私は黙って持っていきませんので……

(発言する声あり)

そうですね。じゃ、また相談しますけれども、そういうせつかくある自転車を本当にその人たちの手元に届けてあげたいというふうにはありますが、そういうのを条例でもつくれば、きちっといけるのではないかというふうには思います。いつも車に乗っている人については、自転車の必要性がないかもしれませんけれども、その人は本当に自転車が欲しいんです。ぜひ、どういうふうにお巡りさんのところへ行ったら話ができるのか、そういう条例をつくる気があるのかないのかお聞きします。私も、「ねえ水野さん、1台ちょうだい」「うん、いいよ」という、そういうわけにはいきませんということは知っていますので、それをきちっ

と決めていただいて、きちっと公にもらっていく方法を考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長 菊地 久君

民生の立場でそういうことがうまくできるかどうか。民生石原部長、一遍考え方があんなら。いや、そういう制度、こっちはこっち、ほかつとるものを勝手にもいかんもんで、民生が、そういう人のためにうまくできるかどうかというのは、これは民生の方の仕事ですので。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

林議員の言われるとおりでありまして、私としまして、あげられるものならすぐにもあげたいという気持ちでおりますし、現実、中央道の下ですと、18年度の実績でいきますと807台処分をしたことになっております。処分費も言われるとおりに何十万という金がかかっておりますので、その中のたとえ何台でも無償でお渡しができるものであれば、処分台数が減りますので、町としても非常にありがたい話なんですけど、ただ、前のときにもお話をしたと思うんですけども、所有権等のいろんな問題がございまして、今の制度の中では、先ほど申しましたように、無償でという形は今調査した中では取り入れておりません。

本当にそういうことができるのかどうかということも含めまして、一度調べはさせていただきますが、非常に可能性が薄いのかなと思っておりますので、ほんのわずかなご期待はいいですけども、余り大きなご期待をなさらずに、一度調査をさせていただきたいと思っております。

○14番 山田乙三君

14番 新政会 山田乙三ですけども、私も実は今そういう話が出ていましたので申し上げたいのは、私も前から温めておったのは、湯の駅、川の駅、まちの駅と言いましたですね、この間、一般質問で。実は、川の駅でウオーターパークのときにレンタサイクルをやったらどうだろう、私の知恵の中にあるんですよ。放置自転車を有効活用しようと。ですから、要綱だとかそういう縛りがあれば、ぜひとも前向きに、新しく買うんじゃなくて800何台あるわけですから、それを処分するんじゃなくて、もうせっかくね、あかすの扉じゃないと思いますので、ぜひともそういうのを有効利用するという方向に持って行っていただきたいと思いますけれども、何が足かせですか、はっきり言って。どういう要綱の縛りがあって、どうですか、放置自転車なのか、いわゆる放置の車も前はわんさとありましたけれども、鉄が高くなったもんで全然ありませんね。それとはちょっと話が別ですけども、自転車で問題なのは警察等も含めてですけども、何が一番ネックですか、ちょっと知らせてください。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

放置車両と同様に所有権の関係が大きな問題であると思います。もし無償で譲渡じゃなしに仮に販売とか、例えば行政が直接販売するという例も余り耳にしておりませんが、自転車組合の方だとか何かということを通して、販売というのは実は名古屋市あたりはやっており

ます。そういった場合でも、条例の中で、今うちの方で兼ね備えております条例は、販売ですとか出すということについては、今、決められたものがございませんので、まず第1にはそういった条例の改正も必要になってきますし、細かな要綱等の設置も必要になってくると思います。ですから、一番のネックはやっぱり所有権で、例えば販売したり無償でお譲りした自転車に乗っておったときに、もともとの所有者の方が私の自転車じゃないですかというようなトラブルが発生する場合もあろうかと思しますので、そのあたりを十分クリアできるような状況にする必要があると思います。

○14番 山田乙三君

ありがとうございました。自転車にはほとんど防犯登録がしてあると思うんです。それはしていないのもあるんで、ですから現在800何台あらわれて、防犯登録からつぶされた、いわゆる当たられた経緯は当然ありますわね、当然。ですから、要綱も選ぶ必要だって幾らでもできると思いますし、所有権というのは何年ですか、教えてください。個人の所有権、自転車を持っている方の。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

すみません、自転車に対する個人の所有権が何年かというところ、ちょっと私、勉強不足で取り入れておりませんが、防犯登録も当然引き上げてきた自転車に対しては警察の方に照会を出すんですけれども、防犯登録がついていても所有者不明というような場合が非常に多いのが現実であります。返ってきた答えの中では、所有者も不明、だれのかも不明というような状況のものがありますので、その自転車がこういった経過で放置され、うちの方が引き上げの中にこういった経過で存在しておるかというところはわからない部分がございますので、そういった中で問題の発生することはあると思います。

○14番 山田乙三君

いずれにしても、これ駐輪場対策も含めて800万円ほどの経費がかかっておるわけですね。ですから、いわゆる153ページの放置自転車駐輪場対策事業として821万円ほどかかっておるわけで、これ駐輪場対策をちょっと引けばもっと少ないですけども、お金をかけて、しかも転用できない、これは早速本当に知恵を絞ってやっていただかないと、万景峰号も入ってきませんから、持っていつてくれる人も少ないもんであれですけども、本当にむだだと思えます。どこかで今、ヨシヅヤさんじゃないけれども、もったいないという部分からいっても、ぜひとも要綱をいわゆる修正するとか、そういう警察と頻繁に連絡をしていただいて、ぜひとも先ほどから出ています私の持論である川の駅で、ウォーターパークのところ10台なり20台レンタサイクルに転用できないか、こういうことも思っていますので、早晩、検討していただきたいと思えます。お願いします。

○15番 伊藤正昇君

新政会 15番 伊藤です。153ページの日光川右岸堤防災害道路建設で13万円かな。これは

この間の説明会の経費かな、まず。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

こちらの方に決算で上げさせていただいておりますのは、従来の日光川右岸堤の防災道路建設促進期成同盟会に係る負担金でございます。

○15番 伊藤正昇君

今、日光川両側に草刈りをやってもらっておるんですが、その中でちょっと要望しておきますけれども、堤防の中はやっぱり県道ですから草を刈っていくわけですよ。それがものの5メートルぐらい、町道と取りつけがあるでしょう。それは町道だから刈らないといって苦情をもらっておるわけですが、5メートルか10メートルぐらいのところは、ひとつ要望ですが、刈ってもらうように県の方へお願いいたします。

以上です。

○9番 黒川勝好君

9番 黒川です。159ページの真ん中にごございます佐屋川堤防侵食防止工事についてでありますけれども、この佐屋川の堤防というのは、この間の地元のタウンミーティングのときもいろいろとお話がありまして、地元の住民の皆さんからも、せっかくあの文学碑きれいになっておると。あのあたりにずっと花でも植えてやりたいなという話もあったわけですが、常に出てくるのはこの地権者の問題が出てきておりました。それで今現在、この佐屋川の堤防に何人の地権者がおみえで何筆ございますか、わかる範囲でまずお願いいたします。

○産業建設部次長・都市計画課長 佐野宗夫君

佐屋川沿いの文学散歩道の沿線、約1キロだったと思いますが、その間の地権者と面積だったと思いますが、一応面積とか、ちょっと私ここに資料を持ってきておりませんですが、62ページの主要事業のところでございます。

○議長 菊地 久君

実績報告書の62だそうですね。実績報告書の62ページを見てください。

○産業建設部次長・都市計画課長 佐野宗夫君

中段よりちょっと下のところで文学散歩道の借地料という形で33筆、それで面積といたしましては1,376.95㎡という形で明記してございます。それで、地権者としては、たしか18名だったと思っております。

以上でございます。

○9番 黒川勝好君

ごめんなさい、ここにありました、33筆ということで。これは、毎年これ地代を借りてみえるから払っておるわけですね、町が地権者の方に。

それで、これは町としてこのままずっと地権者の方に借りるという形でお払いをしておく方針なのか、それとも積極的に買い入れをする方針でやってみえるのか。といたしますのも、

今回のこの侵食の防止ですけれども、土のうで今ずっとやっていたいておると思うんですが、地権者がみえるなら、やっぱり地権者にも多少なりとも負担をいただいた方が僕はいいような気がするわけなんですよね。町は借り賃は払うは、また侵食でお金払っとるわということで、その場所にも例えばもう町の買い取った土地もあるわけでしょう。全部が全部、町は借りておるわけじゃない、もう大分進んできておると思うんですが、ですから、もしできることなら、全部買い取るのが一番いいんですけれども、なかなか地権者の問題もあって、うんと言ってみえない方もみえるとは思いますが、でしたら、そういう方には多少なりとも負担をしていただくという考えはないんですか。

○産業建設部次長・都市計画課長 佐野宗夫君

まず、私も、この文学散歩道は大変な大事なところだと思っておりますし、借地契約を3年に1回ずつだったと思っておりますけれども、その時点で、買収したいと思いますが、どうでしょうということを添えながら、話をさせていただいております。しかし、議員言われるような土地の地権者、そういう人たちの意向もありまして、まだ進んではおりませんが、また、これにつきましては強硬な動き等させていただいて、また今議員言われるように、相手の意向というか、そういうのの協力体制という形もとらえながら、これから交渉に当たっていきたいと思っております。

以上でございます。

○9番 黒川勝好君

そうですね、なるべくなら、やっぱり積極的に買い入れをしていただくと。地権者の方に納得のいく説明をしていただくということをしていかんと、本当にあそこの文学散歩道なんだけれども、皆さんが非常に期待をしてみえるわけです。きれいに今、句碑もやっていただきました。しかし、やっぱり地権者がおるということで、お花を植えて、あそこはコスモス畑か何かいろんなお花をずっと、皆さんが散歩されるときに四季折々の花を植えたいという方もいっぱいみえます。そういう方のためにも、ぜひとも早急にこの地権者の方にも、それはいろいろみえると思います、大変なところもあると思いますけれども、町としても積極的に買い入れるという形でご努力の方をよろしく願いをいたします。

○議長 菊地 久君

ほかに質疑がないようですので、7款土木費を終わります。

続いて、8款消防費、168ページから181ページまでの質疑を受けます。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、8款消防費を終わります。

続いて、9款教育費、180ページから237ページまでの質疑を受けます。

○4番 米野秀雄君

4番 清新クラブ 米野でございます。183ページの図書関係でご質問いたします。

図書は990万円という経費でお買い求めになられた冊数が4,914冊、1冊平均2,000円以上ということで、専門書が非常に多いのかなというふうにも思っておるわけですが、この蔵書の状況を見ますと、歴史、あるいは社会科学、自然科学、それから児童書と、言ってみれば、小学校、中学校、高校生向けの本がかなりあるように思います。それはそれでよろしいわけなんですけど、そこで、この本を選ばれる基準、どなたがどのような格好で本をお選びになってみえるのか、どこへご注文されてみえるのか、そして図書館の本でありますから、大量にご購入いただいた場合、当然と言っては何ですが、割引等もあると思いますが、その辺についてはどんなような状況になっておりますか。

それから、平均的に見ますと、1日平均700名の方がご利用になってみえますが、図書館利用が700名ほどなんですけど、夏休み等、あるいは春休み等に集中しておりますので、自分がちょっと行かせていただいたときには、せいぜい多いときで200人くらいかなというふうに思ったんですが、これで十分とは言いませんが、今後どのような方向で図書館利用をふやされる計画があるのか、ありましたら、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

図書館の関係だと思います。図書の選定につきましては、図書館に司書の資格を持っている職員が今は4名おりますので、その司書が図書の選定をしております。年間、図書費の関係で約900万円近く予算をいただいておりますので、その選定する中でも、例えば図書の新刊ですとか、そういうのが出ますけれども、そういうのはある程度、当初、購入先の方から、もうこういうのを選定されて、こういうのを購入したらどうですかというそういうのが来ますので、大体それに基づいてまずはやるということ。それから、あと図書、司書の方がどういう本を選定するかということいろいろ研究して、それぞれ年間、当初4回ぐらいに分けて購入するという格好になっています。

それから、購入先はといいますと、これは図書の流通センターという図書館の本屋さんみたいなそんなようなところですが、そちらの方で購入をしております。図書を購入するに当たっては、今、各図書にはバーコードが当然入りますし、あと本を覆うような格好でやりますので、そういうのもすべて含んでトータル3%引きだと思いましたが、そのぐらいの金額で購入していることになっています。

それから、図書館の利用者です。実は、これはおっしゃられるように夏休みですとか、そういう小・中学生が休みの期間というのは非常にやはり多いです。今回の夏でも、相当多かったと思います。駐車場に入れないというそういうことも聞きますので、そういう面では御迷惑をかけておりますけれども、夏休み期間中、それから春休み、冬休み、そういうときはやはり多い。それから、当然受験シーズンだとか、そういうときも当然多くなってきましたけれども、ただ、一般の通常の月といいますか、そういうのになってきますと、大体やはり平

準化しているということもあって、利用者がそれほどやっぱり多くないという格好になってきます。平日というか、土曜、日曜というのは相当な数が来ますけれども、どうしても平日で少なくなっている。

図書館の方はどういう対策をといる格好になりますが、今どうのこうのということはないですけれども、ただ、図書の利用として、去年、それからことしにかけて、去年はコンピューターのシステムの入れかえをさせていただいて、図書の検索ができるようになりましたし、ことしの4月からは図書の予約の制度も電算でできるようになりましたので、そういうことで住民の皆様にご利用がしやすい、そういう状況にしているところでございます。

以上でございます。

○4番 米野秀雄君

4番 米野でございます。学校図書、あるいは図書館の本をご購入いただくときに、名古屋中区の東桜にそういう本屋さんとか問屋さんが7軒ほどあるわけですね。東急出版販売株式会社、日本出版販売株式会社等、そういう出版会社があって、その図書館の方が数人で本屋さんと一緒にいかれて、本を選ばれるというようなケースが非常に多いやに聞いております。その場合、ご購入いただいたときの、これはあくまでもうわさといいますが、そういう話でありますから、一概に言えませんが、7%程度の割引があるというようなことを聞き及んでおります。したがって、本当にこの利用者の方から、町民の方からのニーズを把握した上で本をご購入されているのかどうか、ちょっと疑問にあったものですから、そういう質問をさせていただきました。

確かに、今おっしゃいますように、本にはそれぞれカバーをつけておみえになりますから、それをしたそのサービスを行った上で3%引きということでしたので、それが通例でなっておれば、それについてとやかくは申しませんが、非常に高いといいますが、本は非常に専門書ですと6,000円、7,000円の本もたくさんあるわけですから、一概にこの平均が幾らというようなことで申し上げるつもりは全くありませんけれども、何とかできるだけニーズを取り入れていただいて、本当に図書館利用がふえるような方向でご購入いただければと思います。これは希望です。どうもありがとうございました。

○議長 菊地 久君

ほかにございませんか。

○5番 高阪康彦君

5番 高阪でございます。全く初歩的な単純な質問で申しわけないんですけども、このAVというのをちょっと日本語に訳していただくと、どういう言葉ですかね、これは。

ここにありますがね、AVという、児童書の下に。

○議長 菊地 久君

183、幾つ。

○5番 高阪康彦君

いや、実績報告書の72ページの中にAVという言葉があるんですよ。これが大体オーディオビジュアルとか、そういう、これはどういう……。

(「オーディオビジュアル」の声あり)

オーディオビジュアルとすると、具体的にはどういう本なんですか、これ。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

これは本ではなくて、カセットですとか、カセットビデオ、それからDVD、CD、そういうものでございます。

(「DVD」の声あり)

はい、DVDもあります。

○議長 菊地 久君

よろしいですか。

○5番 高阪康彦君

わかる方はわかるんですけども、僕らが見てAVって行って、議員の中で今聞いて、これDVだって、DVDって理解された人、多分だれもみえないと思いますよ、これ。ですから、書き方も皆さんがわかるように、これは例えば「オーディオのDVD版」とか、そういうふうに書いてもらわないと、これ恥ずかしいもんで質問もできないんですよ。ひとつよろしくをお願いします。

○議長 菊地 久君

ありがとうございます。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。ページ数は193ページ、一番下、小学校備品整備事業ですけども、これに関連して何うわけですけども、これは中学校も同じであります。行財政改革の推進をやっていらっしやいまして、方針としては、それぞれ枠配分方式ということで削減をやっておるとい方向が全員協議会で提起されましたですね。それで、毎年、大体5%くらいですか、カットの方針を打ち出しておるんじゃないかというふうに思うんですけども、教育費も等しくカットしていくことなのかどうなのか。ただ、教育界では、少子化で生徒が減っていくという問題があります。それに比例して、先生が一定の増ということがあるわけですけども、しかし教育環境、それじゃ、それで簡単に教育費を削減していいかどうかという問題をこれは検討する必要があるというふうに思うんですね。

これちょっと見えるかどうか知りませんが、これ諸外国の教育費、1995年当時の教育費を100にした場合の公財政による教育費支出の変化であります。日本はそのうちの23番目に入っていて、微増になっています。そういう状況になっているわけでありまして、しかし、ただはつきりしなきゃならんことは、教育予算をふやしたからといって、教育の水

準がだとか生徒の水準がよくなるということは、数字から見ると一概に言えないようであり
ます。最近には特に少人数学級なども一定の普及をしたり、先生の増もあたりなんかしてい
るですけれども、むしろ教育の内容ではいろんな問題が山積しているようでもあります。

ですから、一概に公財政支出をふやしたらとあって、教育の内容がよくなるというふう
には言えないわけでもありますけれども、しかし、しかしですね、やっぱり財政的な一定の措置
をしながら、教育内容の改革を考えていかないと、いい教育にはなっていないというふう
に思うんです。その辺の教育環境の変化ですけれども、教育基本法も私の方から言わせれば
改悪されてきて、全国統一テストもやられるようになりまして、そのそれぞれの公表なども
問題になっているわけでもありますけれども、そういうことなども含めて、教育の予算と教育
内容のこれからの発展の方向についてどうお考えか、この際聞いておきたいと思うのであり
ます。

それから、次のページの195ページでございます。扶助費であります。

これは就学援助の内容によるものだというふうに思いますけれども、蟹江町の就学援助に
ついての一定の基準、ご父兄の皆さんに申し込んでいただいて適用させる上での基準がある
と思うんですけれども、まず最初にその基準を教えてくださいというんです。

以上、この2つについてお願いします。

○議長 菊地 久君

今の方の質問は具体的にこの決算と関係で言ってください。それから、教育方針等々
につきましては、予算を組むときの予算の問題でございますので、それは今の考え方を述べて
いただければいいと思いますので。

どなたが、どちらがおやりですか、今の方の関係。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

まず、扶助費の方からちょっとお答え申し上げます。

就学援助の関係です。これは小学校、中学校ともあります。私ども、この基準というのは
幾つかありますが、今ちょっと手元にないものですから、なかなかすべてということはでき
ませんが、例えば要は生活に困っているということにございますので、基準として、
1つは税が免除されている方、そういう方は当然援助の対象になってきます。それから、離
婚等このごろは非常に多くて、そういうことで児童扶養手当等を支給されてみえる方、そ
ういう方についても援助することになります。それとあと、私ども基準にしているのは、生活
保護世帯の基準の表があります。その蟹江の場合は、これは市町村によっても若干違
うところはありますけれども、その1.2倍を基準とした所得といいますか、それでもって金額
をはじいて、それ以内であれば何とか補助していきましようかという、そういう基準を持
っています。大体そんなような、主なものとしてはそういうような基準を持って進めており
ます。

それから、最初の質問でございます。教育予算と教育の内容という格好になってきますけれども、教育の予算は去年来、枠配分ということになっていきますので、当然、教育の予算もそれにはまってくる。ただ、教育の場合は、経常経費はそういうことになりましても、建設費、今回も蟹江中の体育館等大きな予算をいただきますので、そういうものはまたちょっと別に考えていただいております。

経常経費等を仮に枠配分どうのこうのということじゃなくて、そのずっと前、以前から、予算時には例えば需用費関係、特に需用費関係は5%減ということでやらせてきておりますし、備品関係もやはり同じような格好で、ある程度は削ってずっと来ております。ただ、これも学校間と十分話させていただいて、町の方針を述べて、学校の理解を得てこういう格好をやっておりますので、今この辺について学校の方で不平があるだとか、そういうことはないと思っております。

今後、その内容といいますか、これは教育委員会がどうのこうのということではなくて、学校が当然学校経営ということで、それぞれ学校経営案というものに基づいて各小・中学校やっておりますし、特に教育ということになると、当然、校長先生がトップとしてみえますので、校長先生の方針に基づいて、各学校がそれぞれ特色のある学校という格好で進めていただいているというふうに私どもは考えています。

以上です。

○教育長 石垣武雄君

教育長の石垣であります。最後のことにつきましてお話しさせていただきますけれども、先ほど次長が申しあげましたように、今後のことということでもありますけれども、現状であります。まず小学校5校、中学校2校あります。そして、今現在は特色ある学校づくりを目指してということで、先ほど申しあげましたように、学校経営案を中心としてそれぞれが特色ある学校づくりを目指して取り組んでいるというところでもあります。ちなみに、中学校は2期制等も特色あるところと入れながら、小学校も一部そういうことをやっているところでもあります。また、それぞれの学校が地域のかかわりも含めながら、取り組んでいるというところでもあります。

それから、これからのことにつきましては、やはり教育というのは大事なかなめでありますので、私の立場と言っておかしいですが、教育費についてはこれからまた、これはふえていった方がいいなということは若干思っているところでもあります。

ところで、町としても、スクールサポーターというのを町の予算で雇っております。そして、これもまた障害を持ったお子さん等のかかわりも含めて、そういうことも各学校に配置をしているところでもあります。あわせて、少人数学級ということで、県の知事も35人学級を2年生までというような今動きもあります。そして、手厚い対応をということでありますので、県ともまた連動しながら、町もスクールサポーター等を含めて、そして子供たちの多様

なニーズに合わせて今後やっていけたらということを考えていますので、校長先生の方針を受けながら、教育委員会もバックアップしていけたらいいなと思っています。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。それで、室長に伺うわけでありますけれども、行革推進室長に伺うわけでございますけれども、行革の関係では、それぞれの課ごとに枠配分方式で費用の削減を目指すということがうたわれましたですね。それで、教育の関係も、いわゆる一律に枠配分で行くのかどうなのか。それから、それぞれの部・課ごとに軽重を検討しながら枠をつくっていく。つまり枠配分だけれども、その枠には一定の例えば5%のところもあれば、1%、あるいは2%のところもあるかもわからん、そういう検討の内容の中で枠配分なのか、一律の枠配分なのか、ちょっと聞いておきたいわけであります。その上でちょっと質問をしたいわけでありますけれども。

それから、就学援助なんですけれども、よくわかりました。従来はそうでなかったが、今は一定のラインを引いて、それ以下のところはということをやっているようですけれども、それにしても、120万円というのは、先ごろの格差社会の中で少しレベルが低いのではないかというような気がするんですけれども、その点については、今日においてどうお考えになっていらっしゃるか、伺いたいと思うんです。

○行政改革推進室長 飯田晴雄君

1問目の枠予算の関係で私にご指名がありましたので。

枠予算につきましては、総務の方で行っておりますので、そちらからお答えさせますが、枠予算に取り組んだことにつきましては、別に行政改革を進める一つの手法ではございません。ある予算をどううまく使っていかという中での予算を組むということでございますので、無用に財源があるわけではございませんので、その財源の中でどう取り組むかということでの枠配分というふうに考えておりますので、常に行革ばかりで踏んでおるわけではございませんので、ご了解願いたいと思います。

詳しいことにつきましては、こちらの方からお願いします。

○総務部長 坂井正善君

それでは、予算編成について、19年度からでございますけれども、新しく、今までの枠とどうか、それぞれの部署からの要望から、今回はシーリング方式というような方式で一応枠内方式、これは議員おっしゃるとおりでございます。その予算編成の仕方でございますけれども、これは1つには、今回、方向転換をしたという理由でございますけれども、先ほども若干室長の方からもお話がございましたが、私どもの集中改革プランの中でいわゆる今後の財政状況を見ると、平成21年以降については非常に財源不足を生じると、こういうようなこと、それから従来の予算編成の方式では、これ以上の予算の削減、見直しも限界というようなことも一応理由の一つでございます。

そこで、この予算編成の変更にあたっては、平成21年度予算を最終目標に3年間で新予算編成を完成させる。そのまず1年目のいわゆる19年度予算編成は、第1の変更点としましては、予算は歳入総額、これは一般財源ベースでございますけれども、これを求めてから歳入総額に見合う歳出予算を編成すると。それと、次にそれぞれ部、いわゆる総務部、それから建設、民生、それぞれ教育委員会もございしますが、そういう単位に一定の予算を配分し、それぞれの部長等の裁量で予算配分をするという一応編成方式でございます。

これにつきましては、非常に限られた、いわゆる我々、限られるというか、予算の中では義務的経費、いわゆる必ずこれはもう計上しなければならない予算、それから先ほどから議員から言われておりますけれども、扶助費、これはもう当然非常に必要経費というような経費でございますし、それに加えて我々の人件費、これはもうなくてはならない経費でございます。そういった残りを、それで残ったいわゆるその財源を事業費に充てるというようなことで、それぞれの今までの実績に、それぞれの部署の実績に応じて、私どもから一応予算配分をさせていただいたと、こういう方式に変えたというものでございますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

就学援助についてですが、就学援助を受けられる方は一人一人全然やはり違って、関係と申しますか、所得ですとか、そういうことが全然違いますので、私どもとしましては、そういう申請が上がったときには、例えば前年度所得を参考にする、それから今現在どのぐらいお金をいただいているかということ参考させていただいて、それでもってある程度数字をはじく。お子さんをどれだけ、例えば2人持ってみえる方、3人持ってみえる方もありますので、それによつては違いますので、それぞれその金額をはじかせていただいて決めていくというそういうやり方をやっておりますので、一律どれだけで切るだとか、そういうことはいいです。生活保護世帯に合わせるといっても、生活保護の例えば家族構成や何かは当然それぞれ違ってきますので、それに合わせるような格好で数字をはじいて決めておりますので、今はそういうやり方で行っております。

○7番 小原喜一郎君

室長、なぜ私、室長を指名で言ったかというのと、実はこの枠配分方式という提案で説明したのは、全員協議会であなたなんだ。あなたは行革の推進室長だから、行革の内容のものと誤解をされますよ、そうじゃない。だから、私はそう思って質問しているわけですから。

問題、私が聞いておるのは、つまりそれぞれパーセント一律かと。総務部長、パーセント一律かと。それとも重点配分かと。枠を決める場合でも、重点で5%だけれども、3%だとか2%というところもあるのかと聞いておるわけです。教育費はどういうふうになっておるのでしょうかと、それを聞きたいわけです、最終的には。そういう点で伺いたいわけでありましてけれども、私は今の蟹江の小・中学校における備品だとか、いわゆる先生方の裁量で使

えるお金、これについて少し検討する必要があるのではないかという意味で伺いたいわけ
ありますけれども、3回目でありますので、一応全部言っちゃいますと、そういうことなん
です。ですから、そういう点で、小・中学校の配分枠はどういうふうになっているかとい
うことを伺いたいです。その上でまた、これから後、参考資料にさせていただきたいとい
うふうに思いますので、聞かせていただきたいと思いますというんです。

それから、就学援助ですけれども、ちょっと失礼いたしました。私、ちょっと言い間違っ
て、林さんが言い間違っておるよというふうになんて指摘がありましたんですけれども、
あなたは1.2、生活保護費の1.2倍の水準と言われたですね。私、それそうじゃなくて、多く
の自治体では——それをおやりになっているところですね。生活保護基準の1.5倍くらいじ
ゃないかなというふうに思うんです。今の格差が大変ひどい状況になってきたこの社会の中
で、1.2というのは少し酷ではないかなというふうに私思うんですよ。その点でお考えを聞
いているわけで、できれば、よその町村、そういうこと、そういう基準でおやりになってい
るといふ、この自治体のレベルにさせていただけると、ありがたいなというふうに思うんです
けれども、いかがでしょうか。

○総務部長 坂井正善君

それぞれの予算配分の仕方でございますけれども、一応これは一定に配分をします。ただ
し、特に19年度というか、そういった場合については、施設を持っておるところについては、
当然そういった事業費が必要でございますので、それは別枠でまた……

（「先生方の裁量のある備品のこと、今言ったでしょう。そういうのも一律かどうか、
それを明確にすればいいんだ」の声あり）

○議長 菊地 久君

一律だそうです。一律と言ったね、今ね。

○総務部長 坂井正善君

ええ、それは私、一定というふうに申し上げましたが。

○議長 菊地 久君

そうです、一律にやっていますと、こういうこと。

○総務部長 坂井正善君

はい。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

蟹江町では1.2倍という格好でやらせていただいておりますが、近隣といいますか、海部
地域では、実際には1.3のところもあるし、私どもの1.2ではなくて1.1というところもあ
ります。蟹江町では1.2ということですが、僕は1.5という数字は初めて聞いて、ええっ、ちょ
っと多いねという、そういう感じは受けました。私、知っている限りでは、海部地域の話で
すので、一度ちょっとまた愛知県下、調べてみたいとは思いますが、ただ、この就学援助と

いうのは私ども非常にやりにくい実は事務でありまして、ちょっと前になりますが、愛知県の方にちょっと要望するような事項もありまして、その中に要は基準がそれぞれの市町村で違うものですから、できれば一律にしてくれんかという、そういうようなちょっと要望をさせていただきました。ですから、今は蟹江町1.2ということですが、できれば県下一律的になれば一番いいなど、そんな感じでは思っております。

以上です。

○8番 中村英子君

8番 中村です。教育費の生涯学習関係ですけれども、予算化されておられませんので、ちょっとページを言うことができません。それは女性施策についての実績ということでありまして、蟹江町は行政機構図の中では生涯学習課の中に女性対策係というようなものをお一人設けているというふうに私は聞いているわけですが、一体この方のお仕事はどこにどのように反映されてきているのか。もう男女共同参画が言われて久しいわけですが、何ら決算書に実績として上がってきておられません。数年前までは連続講座のようなものも開催をいたした時期がありました。毎年それやっていました。5回シリーズだとか、月に1回というような形で講師を招いたときもありましたし、そんな形で、もうそれは大分前のことでありますが、連続してやっておりましたが、もう立ち消えになって、もう数年以上たっております。何らこの女性に対する施策の足跡が見えないわけですが、18年度、どのような女性施策というものが行われたのか、全く行われなかったのかをお伺いしたいと思います。

○生涯学習課長 川合 保君

男女共同参画事業の件でございまして、今、議員が言われましたように、女性対策係長が1人おります。男女共同参画事業等いろんなことと申しますか、女性の地位向上を目指すといった事業を本来進めなきゃいけないのですが、そういったところまだ研修中でありまして、事業を展開するところまでいっておりません。現状、18年度としてそういった事業は実際のところ行っておりません。あと、婦人会等に対しての支援ということで協力をさせていただいております。

以上であります。

○議長 菊地 久君

わかりましたか。いいですか。

○8番 中村英子君

いやいや、課長の今言ったことはわかりました。

それで、何らこれ取り組みが行われていないですよ、今言われて、まだ研修中だということですが、研修なんていうよりも後退しているんですよ。今、私が言いましたけれども、以前には連続講座なるものが、功を奏していたかどうかということにはちょっとわかり

ませんけれども、一応これは女性施策、女性対策として、一つの事業というものが上がって
いたんですよ。それはもうすっかり立ち消えになってもう数年もたっている。今から何を研
修するんでしょうかね。何を今から研修するんでしょうか。ちょっと私はよくわかりません。

それで、じゃ、具体的にこの女性対策係という方は、この1年間、18年度の1年間にどの
ような女性問題を扱われたんですか。何も何かなかったんですか。何を具体的にこの人は担
当し、何の仕事をしておりますか。

○生涯学習課長 川合 保君

この係長ですが、女性対策係長だけではありません。実際のその係としては中央公民館の
施設の管理と、それから18年度中ですので野外活動センターの方のものも持っております。
それから、文化協会の担当者もしておりますので、女性対策係だけの仕事をしておるわけ
ではありませんが、それで、先ほど議員が言われました大分前に研修をしておったというの
は女性リーダー研修とかいった研修事業を前には起こしておりました。そういった研修を
しておったんですが、余り効果がないというか、参加していただける方が少なかつたもの
ですから、なくしたんですが、今後そういった参加を望める、女性の地位向上だとかといた
ことが望めるような事業を展開していくようにしたいというふうには思っております。

それと、もう一つは、DVの関係の方にも入っております、そういった県の方の会議の
方にも出席はしております。

以上です。

○議長 菊地 久君

いいですか、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○16番 奥田信宏君

16番 奥田でございます。189ページ、学校管理人件費ということにかけて、一度、教育
長さんにお尋ねをしておきたいと思えます。

少人数学級ということで、例えば30人学級、あるいは35人学級を2年生までやるマニフェ
ストが出て、少人数になることはいろいろ話が出ておるわけでありますが、今まで現場を
ずっと預かっていらっしゃいまして、それからまた直接の担任等もしてみえましたが、最低の
逆に言うと最少はどのくらいがクラスとして成り立つのかを一遍お聞きをしておこうかな
と思う。例えば、20人以上ないとクラスが成り立たないよだとか、あるいは5人でも、いい
クラスとして成り立つのだろうか。そのクラスの成り立ちの現場での、これは簡単な答えで結
構ですが、感性として例えば20人なり25人を我々なんか、あるいは男女比がせめて半々ぐら
いないといかんのやろとか、そこら辺のご見解をいただければ幸いです。

○教育長 石垣武雄君

じゃ、失礼します。教育長の石垣であります、先ほど少人数学級が1年生、2年生とい

うことで県の方も出て35人学級と。私、実際、担任やっておったところに、40人・45人学級をやってきて、そういう小さな、今言われた10人とか5人とかいうようなところを経験していませんので、そのあたりわからないといけません。ただ、これ少人数が出てきたところは40人で、20人、半分というようなことも言ってみえての話ではないかなということを感じるわけでありませぬ。

学級で成り立つ成り立たないが、私自身が経験していないもんですから、そのあたり十分把握できませんが、例えば愛知県の知多方面でいきますと、結構な人数の少ない学校も多々あります。あそこは知多は5市5町と言われておりますので、町の方の下の方が大分人数は少ない。それでも分校にはせずに、1つの学校として成り立っているというようなところを聞いておりますし、海部郡でいきますと福原分校がそうですね。あの学校につきましては、10人もいないんですね、10人いない。分校として、例えば1年生、2年生で、例えば1人と2年生が2人と。そうすると一、二年生合同で複式学級をやっているということで進めているということで聞いておりますが、あそこは極端な話であります、立田南部小学校と合同で、例えば五、六年生でそういうような全体の行事とか何かもやっているという話も聞いております。

そのあたりの学級が成り立つ成り立たないが、いろんな面でこれはあろうかと思ひますし、例えば男女比も今おっしゃられましたですが、そのあたりも自分の経験からいって、そういう経験がないといけませんけれども、やっぱり10人、10人ぐらひは要るのかなということと思ひんでもありません。でも、それについて、先ほど福原さんの話を出したんですけれども、合同で何とか工夫していくということもあろうかなということを感じるわけですが、これについては、私ももちろん教員やってきましたんですけれども、何人がという、ただ、私も40人学級でずっと来ておったということで、それが一番ベストで、ちょっと多いかなというような感じでやってきましたというところではあります、ですから、今、議員さんのご質問に十分答えられたか答えられないかわかりませんが、そんなところではあります。

○16番 奥田信宏君

ありがとうございました。私が目標を、舟入小学校をこれからどうされるのかを、多分今までひよっとしたら教育委員会等でもお話しされたことがあると思ひますが、今年度10人で9対1とか、そんな話もお聞きをしておりますし、私はひよっとして体育やそういうものの授業が成り立たないのでないかと、ちょっといろんな疑問も持ったりなんかをしておりますので、この辺も、これは教育委員会等、あるいは学校等も相談をしていただいて、もし一番やっぱり最低このくらいが要るなというような話をいただくなり、そういうプランをつくっていただけたら幸いだと思ひしておりますので、これは希望をさせていただいておきます。

○9番 黒川勝好君

9番 黒川です。実績報告書の69ページをお願いいたします。

これは昨年も決算のときに同じことを質問させてもらったんですが、今回また教育長がかわったということで、教育長さんにお伺いをいたします。

この下の方にあります副読本の習字の手本というので、小さな金額ではございますが、載っております。金額的には小さな金額ですけれども、私にとっては大変大きな問題として質問させていただくわけですけれども、中学校、これは書道の時間ですけれども、これは国語の時間の一環として書道をやられるということになっておりますけれども、今現在、昨年で結構ですけれども、1年間で書道の時間は何時間とられたか、教育長はご存じですか。

○教育長 石垣武雄君

中学校でありますね。これにつきましては、書写の時間ということは国語の時間の中に入っておりますので、そのあたりのところで実際に何時間と言われると、ちょっと私も十分把握できませんが……

（「一応何時間ありますかね、1年間」の声あり）

1年間で。年間、週何時間だったかな。ちょっとごめんなさいね。5時間か6時間で、ですから毎週1時間は中学校の場合はやれないと思います。小学校だと大体週1時間はあるのかなということを思っているところでもありますので、ですから、中学校はそれは今ちょっとはっきり数字言えませんけれども、週1時間はやっていないと、状況であると思います。

そんなところの把握でごめんなさい、すみませんでした。

○9番 黒川勝好君

昨年、教育長さんに資料をいただきました。それで、工藤教育長から資料をいただきました。それで、とりあえず国語の時間のうち、中学校が書道をやらなければいけない、教育指導要領に載っておる形として10時間のうち1時間、10時間あるうちの1時間を、10分の1は書道にとれという形で指導はされておるそうですけれども、実際、今、中学校で書道の書写の時間と言われても、ほとんどないというのが実績だと思います。やるのは大体この秋口です。秋口の書写コンクールというのがこれは教育委員会のあれがありますから、それに提出用で1時間と文化祭で学校単位で出す。大体2時間から3時間とればよいところだなというのが、私の調べた限りの数字でございます。

昨年もこの問題はさせてもらいましたけれども、書道というものを学校教育はどう思っているか。教育長さんかわられたものですから、石垣教育長に伺いますけれども、蟹江町としての書道教育を、書写教育を教育長はどう考えてみえるのかお尋ねいたします。

○教育長 石垣武雄君

教育長の石垣であります。中学校、ありがとうございます。小学校が週1時間、中学校はそれより少ないだろうということでしかなかったもので、ありがとうございます。

先ほどおっしゃられた中学校が10時間のうち1時間ということですが、実際、昨年度がそのような、もし時間数であれば、そのあたりが十分こちらは把握できていなかったというこ

とで、やはり学校のそれぞれのもう一度そういう時間数について精査して、いわゆる標準時間というんですか、そういう時間のクリアを目指して努力するというので、まずそれはお話をしていきたいというふうに思いますし、本年度についても、再度そのあたりを指導というか、現状を把握して、もしそうであれば、そのあたりのところに力を入れるような、あるいは10分の1であれば、10分の1がということでやっていきたいというふうに思います。

あと2問目というか、後の話で、町としてという、これ町というよりも、これは私自身の全体での小学校、中学校における書写の感覚であります。これについてはやはり今、子供たちはそういう自分で字を書くというのから離れていると思うんです。ちょっと書写から離れますけれども、ですから、やはりそういうような、というのはパソコンとかそういうことも悪いとは言いませんが、それも必要です。けれども、そういうような字を、これは漢字もそうですが、当て字が多くなってきているのも事実でありますし、なかなか漢字の練習する時間が少なくなってきている現状、これはやっぱり日本人として憂うことだろうということをおもいますので、そういう点についてはやっぱり「読み・書き・そろばん」ではありませんが、そういう基礎・基本というのを重点にしていきたいなということは大事だと思います。これは蟹江町ばかりでないと思います。

そういうことから考えますと、先ほどおっしゃられた書写につきましても、これは日本が古来のものでありますし、鉛筆で書く字、そしてその基本となる、はねるとか、払うとか、そういうようなものもそういう習字から習っていくんじゃないかなということをおもいますので、今おっしゃられた時間数が達していなければ、やはりそれは指導しなきゃいけませんし、その時間だけでも足りないかもしれませんけれども、やはりそういう示された全体の中でのものをまずはクリアをしていくということは大事だというふうに思っております。

以上です。

○9番 黒川勝好君

ありがとうございます。大変理解のあるお言葉をいただきましてありがとうございます。

時間がとれない一つの原因として、よく言われるのは指導者がいないということをおもっています。教員免許がなくても、今のゲストティーチャーという形で、今何か学校の方に呼べるということも聞いております。そういう形ができるとするならば、十分書道の時間、書写の時間もとれると思いますので、今、教育長さん言われたことも含めて、書写の時間をふやしていただきますようお願いを申し上げます、終わります。

○議長 菊地 久君

質疑がないようですので、9款教育費を終わります。

暫時休憩をいたします。

午後3時20分まで休憩をいたします。

(午後 3時00分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時20分)

○議長 菊地 久君

続いて、10款公債費、11款予備費、236ページから239ページの質疑を受けます。

(なしの声あり)

質疑がないようですから、10款公債費、11款予備費を終わります。

以上で、認定第1号「平成18年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

日程第2 認定第2号「平成18年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは244ページから270ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で認定第2号「平成18年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

日程第3 認定第3号「平成18年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは274ページから282ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までといたします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、認定第3号「平成18年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

日程第4 認定第4号「平成18年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは286ページから294ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までといたします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、認定第4号「平成18年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

日程第5 認定第5号「平成18年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは298ページから306ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までといたします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、認定第5号「平成18年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

日程第6 認定第6号「平成18年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは310ページから328ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までといたします。

○8番 中村英子君

8番 中村です。323ページの住宅改修費の関係でお伺いをしたいと思います。

といいますよりも、むしろ資料をお願いしたいところなんですけれども、先日の一般質問のときに、林議員がこの介護保険に係る住宅改修に携わっている業者、工務店等はどこであるかというようなご質問をされました。次長の方から、それはもうわかっておりますので、リストを出したいというお話があったと思います。

そこで、私は、かかわっている業者であります、その各業者が請け負っている件数、金額、これについても資料としてお出しをいただきたいと思うんです。これは介護保険にかかわる部分と、介護保険にかかわらない部分の住宅改修もあります。県の補助もついておるのもありますので。その両方についてお願いをしたいと思うんです。

といいますのは、先ほども少し問題にいたしましたけれども、蟹江町の社会福祉協議会の会長であります、この方がこのような住宅改修を手がけるお仕事をされている方でありま

す。これは単なるうわさだといいいんですけれども、また、もしその権限の中でというか、権限の影響力といえますか、ちょっとわかりませんが、そういう関係の中でこの住宅改修ということが行われているとすればですよ、しているのか、していないのか、今資料を出してもらわなければわかりませんし、実態はどうかはわかりません。わかりませんが、そのような疑義というものが生じていることも、また一方で事実でありますので、その住宅改修についての請負の状況、どの業者がどれだけで何件だというようなことを最終日までに私はお出しいただきたいと思っておりますけれども、議長の方から要請をしていただけませんかでしょうか。

以上です。

○議長 菊地 久君

今の中村議員の問題について答弁できるわけですか。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

今おっしゃられた介護保険にかかわらないものということは、ちょっとこれは私どもでわかりませんので、介護保険の給付をした部分での業者さん、それから件数、金額、そういったようなものは今作成途中でございまして、間に合わせるように頑張りますので、最終日までにお渡しできるよう努めさせていただきます。それでよろしいでしょうか。

○議長 菊地 久君

もう一つ、住宅の関係はいいの。

○8番 中村英子君

確認ですけれども、携わっている業者のリストだけではないですよ。その業者が何年度にどれだけの件数を幾ら請け負ったというところまで、きちんとしたリストでいただきたいと、そういうことですので、今、斎藤課長は介護保険にかかわっている部分だけと言いましたので、あとはほかは総務課関係かもわかりませんが、ちょっとその辺を出していただきたい。それで、よろしかったですか。

(「17年度以降でよろしいんですか」の声あり)

17年度、18年度、2年度でよろしいです。お願いします。

○議長 菊地 久君

斎藤民生部次長、わかりますね。いや、今の向こうのに対しての資料請求は今度25日まででしたか。

(「はい」の声あり)

25日までに出せるかということですが、よろしゅうございますか。いいですか。

○民生部長 石原敏男君

それじゃ、中村議員からの資料請求に対しては、最終日にご提出できるように用意しますので、よろしく願いいたします。

○議長 菊地 久君

それでよろしいですね。

(「はい、いいです」の声あり)

○議長 菊地 久君

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、認定第6号「平成18年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

日程第7 認定第7号「平成18年度蟹江町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは332ページから342ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までとします。

(なしの声あり)

よろしゅうございますか。

質疑がないようですので、認定第7号「平成18年度蟹江町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

日程第8 認定第8号「平成18年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは346ページから354ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までといたします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、認定第8号「平成18年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

日程第9 認定第9号「平成18年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは358ページから370ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までといたします。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。総括質問のときに出していただいたこの資料でちょっと伺いたいと思うんですけども、やはりこの資金計画の関係で、もう一つは使用料金、利用料金の算定というか、具体化する時期が迫っているということがありますので、それとのかかわりで承っておきたいというふうに思います。

この計画表では、平成23年度から利用料金つまり下水道使用料単価ということで上げられておるわけですが、1億2,000万円ずっと一律で上がっていますね。これは例えば水道会計での事業収益は今年度、つまり18年度でいいますと6億2,000万円ぐらいになっていますよね。ですから、下水道の使用料金も水道料金にほぼ見合っているのかなというふうに思うと、6億円ぐらいにここがなるのかなと。やがて下水道に入っていたかからない方も見えるかもわかりませんので、必ずしも一致するとは限りませんが、しかし、これに限りなく近づくであろうと、こういうふうに思うんですけども、資金計画の観点でこのところを見た場合に、そんなことを想定してよろしいかどうか。それから、具体的には、使用料金の条例制定は、この計画から見ていますと8年後、23年になっておるわけでありましてけれども、来年20年度ですから、来年、再来年ぐらいには具体化せにゃいかんじゃないかと思うんですけども、その日程はどうなっているのか、ちょっと聞いておきたいと思います。

○下水道課長 絹川靖夫君

それでは、お答えをいたします。

今のスケジュールでございますが、20年10月ごろに市町に年度ごとの水量算定依頼をいたします。それから、21年3月ごろに市町ごと、年度ごとの水量を確定いたします。21年6月ごろ、県から協議会に維持管理負担金の単価の説明があります。それから、22年1月ごろに県と協議会で覚書の締結をいたします。それから、再三言っていますように、22年3月末に供用開始をいたしまして、22年4月以降に維持管理負担金が発生をいたします。これはあくまでも今のところのスケジュールでございますので、多少前後しますが、よろしく願いをいたします。

それから、下水道の使用料につきましては、汚水量に応じて下水道の使用料をいただくこととなります。この使用料は下水道環境、ポンプ場、処理場などの維持管理の一部と下水道管を布設するときの借入金の返済等に充てますので、今、単価についてはこれから、今言ったように適正な汚水量か何かの計算から成りますので、今、単価どうのこうのは言えませんので、よろしく願いをいたします。

○7番 小原喜一郎君

私は、大体ほぼ想定される事業収益、これはほぼ水道料金に近づくのではないかというふ

うに思うんですよ。大体の今の積算からしましても、下水道でも一般的にはそんな方向の、ほぼ下水道と似たような形になっているというふうに思うわけでありましてけれども、だとすると、この1億2,000万円の計画は5億円なり6億円までいくかどうかわかりませんが、そのくらいの、当初からそうなるとは限りませんが、そのくらいが想定されると見て、つまり財政上、これからの困難な状況という問題で見ておきたいわけでありましてけれども、そのように受けとめていいかどうかということをお聞きしておるわけでありまして。

ですから、これとさらに分担金がありますけれども、分担金がどうなるかということがあるわけですが、とりあえず、この使用料金のところではそういうふうには受け取ってよろしいか承っております。

○議長 菊地 久君

一般的には、水道料金の何%というような基準で下水道料金というのは皆大体決まっておりますと思うわけですのでございまして、それについてどういうふうにお答えを。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、お答えをいたします。

小原議員のおっしゃってみえるのは、現在の計画総体でいきますと1立米当たり120円、1億2,000万円ではございません。1立米当たり120円のセットで大体20年後ぐらいには約5億円ぐらいの……

(「120円ということですか、これは」の声あり)

そうです。1立米120円の使用料の積算単価で現在の資金計画は立っているということでございます。それでありまして、大体20年後ぐらいには約4億円から5億円の使用料が収入できるであろうと、そういうシミュレーションで行っております。

以上です。

○議長 菊地 久君

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

ほかに質疑がないようですので、認定第9号「平成18年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

日程第10 認定第10号「平成18年度蟹江町水道事業決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までといたします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、認定第10号「平成18年度蟹江町水道事業決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、25日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 3時40分)